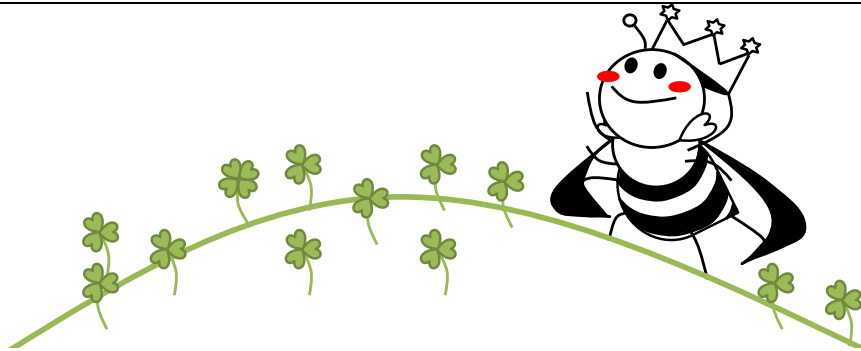


令和6年度（2024年度） 入園のしおり

申込月	申込締切	受付場所／受付時間
4月一次	11月17日（金）	■市役所本庁舎4階 保育幼稚園課 午前8時30分～午後5時まで *土曜日、日曜日、祝日は除く ■市民部拠点事務所 （浅川、由木、元八王子、北野） 午前8時30分～午後5時まで *土曜日、日曜日、祝日は除く ■南大沢事務所 午前8時30分～午後5時まで *土曜日、祝日は除く ■八王子駅南口総合事務所 午前8時30分～午後7時まで（日曜日は午後5時まで） *土曜日、祝日は除く
4月二次	2月2日（金）	
5月	4月15日（月）	
6月	5月15日（水）	
7月	6月14日（金）	
8月	7月12日（金）	
9月	8月15日（木）	
10月	9月13日（金）	
11月	10月15日（火）	
12月	11月15日（金）	
1月	12月13日（金）	
2月		
3月		

◎4月一次申込期間：11月1日（水）～11月17日（金）
 ※4月一次申込のみ、郵送での申請を受け付けます。
 （郵送受付期間：11月1日（水）～11月7日（火）必着）
 ※郵送申請（4月一次申込のみ）は、専用封筒をご利用ください。
 ※4月二次申込からは窓口受付のみとなります。御注意ください。



クラス年齢 早見表	
クラス	生年月日
0歳	令和5年4月2日～
1歳	令和4年4月2日～令和5年4月1日
2歳	令和3年4月2日～令和4年4月1日
3歳	令和2年4月2日～令和3年4月1日
4歳	平成31年4月2日～令和2年4月1日
5歳	平成30年4月2日～平成31年4月1日

入園希望時期	利用調整結果通知発送予定日
4月一次	令和6年1月24日（水）
4月二次	令和6年2月22日（木）
5月から1月	入園希望月の前月23日頃
2月から3月	令和7年1月中旬頃

※発送から各家庭に届くまで2～4日ほどかかります。

下記より必要書類のダウンロードができます。

▼子育て応援サイト【認定や入園申込等に係る書類】

【八王子市公式 LINE】▼



八王子市子ども家庭部 保育幼稚園課
 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
 TEL：042-620-7369 Fax：042-621-2711



◆八王子市子育て応援サイト掲載情報◆

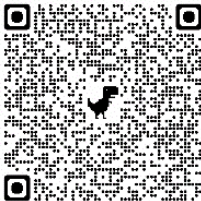
① 入園の手続き



掲載情報

- ・ 保育施設入園申込について
- ・ 入園のしおり
- ・ 入園に係る Q&A について
- ・ 認定や入園申込等に係る書類
- ・ 募集人数
- ・ 希望施設の選択・見学について
- ・ 医療的ケアを必要とする児童等の保育施設 4 月入園申込について
- ・ 保育施設入園相談会 等

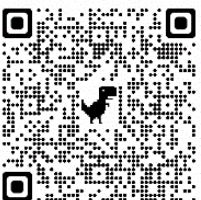
② 幼児教育・保育無償化



掲載情報

- ・ 幼児教育・保育の無償化について
- ・ 幼児教育・保育の無償化対象施設の一覧
- ・ 無償化対象施設になるための確認申請・請求について（施設・事業者向け）
- ・ 保育所・認定こども園(保育認定)・地域型保育事業の利用者負担額(保育料)及び給食費等について
- ・ 幼稚園等に就園するお子さんにかかる幼児教育・保育の無償化について
- ・ 認可外保育施設を利用するお子さんにかかる幼児教育・保育の無償化について【1】
- ・ 認可外保育施設を利用するお子さんにかかる幼児教育・保育の無償化について【2】
- ・ 施設等利用費の請求方法
- ・ 施設等利用給付認定について
- ・ 施設等利用給付認定の新 3 号認定について
- ・ 施設等利用給付認定の変更手続きについて
- ・ 無償化に係る申請書

③ 一時的な預かり



掲載情報

- ・ 一時保育
- ・ 緊急保育
- ・ 休日保育
- ・ 年末保育
- ・ 病児・病後児保育室
- ・ ショートステイ・トワイライトステイ
- ・ ファミリー・サポート・センター
- ・ 定期利用保育

④ 保育施設「在園のしおり」



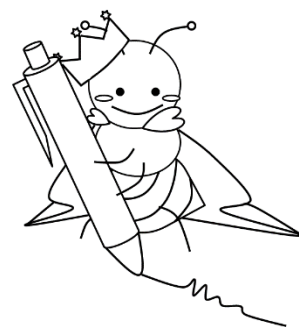
掲載情報

- ・ 教育・保育給付認定について
- ・ 家庭状況等の変更について
- ・ 利用者負担額（保育料）について
- ・ 転園申込について
- ・ 長期欠席について
- ・ 退園の手続きについて
- ・ 連携施設への進級
- ・ 手続きの窓口
- ・ 郵送手続きについて
- ・ よくあるご質問

目次

認可保育施設の入園申込 提出書類確認表（必ず確認してください）	2
利用できる保育施設等について	8
教育・保育給付認定について	8
保育施設の申込から入園までの流れ	11
1. 入園申込にあたって	11
2. 入園申込手続きについて	13
3. 保育施設の利用調整について	19
保育所等利用調整基準指数表	20
4. 入園決定となった方へ	24
5. 入園保留（待機）となった方へ	26
6. 利用者負担額（保育料）と副食費について	27
認可保育施設について	32
認可保育施設を申込予定の皆様へ	35
幼児教育・保育の無償化について	36
直接契約の施設の申込から入園までの流れ	38
その他の保育制度	42
保育施設一覧（各保育施設の概要）	46

掲載内容は、令和5年8月時点の情報です。



認可保育施設の入園申込 提出書類確認表 (必ず確認してください)

◆申込前に下記項目について確認(✓)してください。

あなたは八王子市民ですか。八王子市外在住の方はお住まいの市区町村での申請となります。 詳細については、P.18を参照してください。	<input type="checkbox"/> 八王子市民です。
申請する施設・事業所の開所時間や受入可能な月齢を確認しましたか。	<input type="checkbox"/> 確認しました。
希望施設の場所を確認し、通園可能な施設を選びましたか。	<input type="checkbox"/> 選びました。
入園申込をするお子様と一緒に、入園希望施設への見学をしましたか。 →施設の雰囲気や保育方針、立地条件等をしっかりと確認し、入園後のイメージ作りをしてください。特に施設の雰囲気や立地条件等は、紙面ではわからないことがあります。 (例：お子様と一緒に登園をした場合の登園にかかる時間や距離の感じ方等)	<input type="checkbox"/> 入園申込をする子どもと一緒に見学をしました。
アレルギー等、保育園生活の中で注意が必要なことについて、希望施設へ受入の可否を確認しましたか。	<input type="checkbox"/> 確認しました。
同年度内に転園等で改めて申込をする場合は、その都度必要な書類を提出する必要があります。すでに提出済みの書類は、写し(コピー)でも受け付けますので、提出前に書類のコピーを取っておくことをお勧めします。	<input type="checkbox"/> わかりました。

◆以下の書類が必要となります。提出する前に必ず確認(✓)してください。

チェック項目		父	母	内容
<input type="checkbox"/> 教育・保育給付認定申請書兼保育施設 利用申込書 <input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> 家庭状況に関する提出書類等確認表 <input type="checkbox"/> 子ども状況票		1通		<ul style="list-style-type: none"> 該当する項目をすべて記入してください。 個人番号の記入も必要です。
<input type="checkbox"/> 保育の必要性を証明する書類 ※申込締切日までに提出できない場合は「求職活動休止中」と同等の認定審査・利用調整となります。	<input type="checkbox"/> 就労・内定	1通 (該当する要件を証明する書類)	1通 (該当する要件を証明する書類)	<ul style="list-style-type: none"> 就労証明書(市様式) ※3か月以内に発行したもの ※保育所入園までに転職することが確実かつ、現職から1か月以内に転職をする場合は、現職の就労証明書及び転職先の就労証明書(内定)が必要となります。
	<input type="checkbox"/> 妊娠・出産			<ul style="list-style-type: none"> 母子手帳(保護者の氏名と分娩予定日がわかるページ)のコピー
	<input type="checkbox"/> 疾病			<ul style="list-style-type: none"> 通院日数と保育が困難な状況が具体的に記入された診断書(3か月以内発行の原本) 難病医療費等助成の医療券等のコピー 精神障害者保健福祉手帳のコピー(八王子市に住民登録がある場合は省略可) 上記、いずれか1点が必要となります。
	<input type="checkbox"/> 障害			<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳のコピー 療育手帳(愛の手帳)のコピー 上記、いずれか1点が必要となります。(八王子市に住民登録がある場合は省略可)
	<input type="checkbox"/> 介護・看護			<ul style="list-style-type: none"> 介護保険被保険者証のコピー 通院日数が記入された診断書(3か月以内発行の原本) 身体障害者手帳のコピー 療育手帳(愛の手帳)のコピー 精神障害者保健福祉手帳のコピー 上記、いずれか1点が必要となります。
	<input type="checkbox"/> 災害の復旧			<ul style="list-style-type: none"> 市へ問い合わせてください。
	<input type="checkbox"/> 求職活動			<ul style="list-style-type: none"> 求職活動を常態としていることがわかる書類 (ハローワークの登録証や紹介状のコピー等)
	<input type="checkbox"/> 就学			<ul style="list-style-type: none"> 在学証明書(原本) 又は 学生証のコピー(両面)
<input type="checkbox"/> 就学予定	<ul style="list-style-type: none"> 合格通知書等のコピー 			

	チェック項目	父	母	必要書類
該当する場合のみ必要な書類	<input type="checkbox"/> 介護・看護、就学されている方 <input type="checkbox"/> 裁量労働制（研究職等）	1通	1通	<input type="checkbox"/> スケジュール表
	<input type="checkbox"/> 青色申告をしている方	1通	1通	<input type="checkbox"/> 4～8月入園希望で令和5年1月1日に八王子市に住民登録のなかった方 ⇒ <input type="checkbox"/> 青色申告書のコピー（令和4年分所得の申告分） <input type="checkbox"/> 9～3月入園希望で令和6年1月1日に八王子市に住民登録のなかった方 ⇒ <input type="checkbox"/> 青色申告書のコピー（令和5年分所得の申告分）
	<input type="checkbox"/> 離婚を前提に別居中の方	1通		<input type="checkbox"/> 離婚調停中（裁判）を証明する書類※ ¹ （呼出状等） <input type="checkbox"/> 別居の申立書（住民票の異動ができない方のみ）
	<input type="checkbox"/> 生活保護世帯の方	1通		<input type="checkbox"/> 生活保護受給者証※ ² （生活保護担当課が発行したもの）
	<input type="checkbox"/> 世帯のお子様に障害がある方	1通		<input type="checkbox"/> お子様の通院日数が記入された診断書の原本 <input type="checkbox"/> 通所受給者証、国民年金の障害基礎年金受給証書 または小児慢性特定疾病医療受給者証のコピー <input type="checkbox"/> お子様の身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）、 精神障害者保健福祉手帳または特別児童扶養手当証書の コピー（八王子市に住民登録がある場合は省略可） 上記、いずれか1点が必要となります。
	<input type="checkbox"/> 保育士資格を有する方	1通	1通	<input type="checkbox"/> 保育士証のコピー※ ³
	<input type="checkbox"/> 八王子市に転入をする予定がある方	1通		<input type="checkbox"/> 転入誓約書 <input type="checkbox"/> 不動産の売買（賃貸借）契約書等のコピー※ ⁴
<input type="checkbox"/> 郵送申請を考えている方※ ⁵ 個人番号確認書類 身元確認書類	1通	1通	個人番号の番号確認書類のコピー <input type="checkbox"/> 個人番号確認書類（個人番号カード、通知カード等） <input type="checkbox"/> 身元確認書類（個人番号カード、免許証、パスポート等）	

◆税書類 4月から8月入園申込をされる方は【1】を、9月から3月入園申込をされる方は【2】をご確認ください。

【1】	令和5年1月1日の住所地	状況	父	母	必要書類	問い合わせ先
	八王子市	令和5年度（2023年度） 市民税の申告が済んでいる				必要書類なし
令和5年度（2023年度） 市民税の申告が済んでいない					早急に申告をしてください。	八王子市役所 （財政部住民税課）
八王子市外			1通	1通	<input type="checkbox"/> 令和5年度住民税（非） 課税証明書（原本）※ ⁶ ※ ⁷	令和5年1月1日時点の住所地の自治体

【2】	令和6年1月1日の住所地	状況	父	母	必要書類	問い合わせ先
	八王子市	令和6年度（2024年度） 市民税の申告が済んでいる				必要書類なし
令和6年度（2024年度） 市民税の申告が済んでいない					早急に申告をしてください。	八王子市役所 （財政部住民税課）
八王子市外			1通	1通	<input type="checkbox"/> 令和6年度住民税（非） 課税証明書（原本）※ ⁶ ※ ⁷ ※ ⁸	令和6年1月1日時点の住所地の自治体

※¹ 「夫婦関係調整事件（離婚）」のものに限る
 ※² 八王子市で生活保護を利用している場合は、提出不要
 ※³ 保育士資格を有し、市内の認可保育所・認定こども園又は地域型保育事業に保育士として復職予定又は採用内定している方は提出
 ※⁴ 契約者名（保護者名）、住宅等の所在地、引渡し予定日（賃貸借期間）が確認できること。
 ※⁵ 保護者分のほか、申込児童分も必要となります。
 ※⁶ 所得額、所得控除額、税額控除額、被扶養者人数、市（区・町・村）民税額が記載されているもの
 ※⁷ 日本国内に住民登録がない場合は、給与支払証明書又は所得申立書を提出すること。
 ※⁸ 令和6年度住民税（非）課税証明書は、令和6年6月頃から発行可能となります。
 <提出の締切> 4月から8月入園申込の方で保留により、9月以降も入園希望（待機）の方 …… 令和6年8月15日
 9月以降の入園申込の方 …… 入園希望月の申込締切（例月15日※土日、祝日の場合は直前の本庁開庁日）
 2月、3月入園申込の方 …… 令和6年12月13日

【注意】 税書類は利用調整に係る重要な書類です。必ず期日までに提出してください。

申請書兼申込書 記入例

* 次項の書き方も参考に、ボールペンで記入してください。(鉛筆・消せるペン等では記入しないでください。)

* 訂正する場合は、二重線で見え消し訂正してください。(修正液・修正テープは使用しないでください。)

XX年 XX月 XX日

① 保護者氏名: 八王子 幸子

② 保育利用年月		令和6年4月～ <u>小学校入学まで</u> (病気治療・介護終了・就学修了・出産予定日の2か月後)の月末まで				受付印		
住所		〒XXX-XXXX 八王子市XXX町一丁目2番3号 自宅電話番号 042-0000-0000						
③ 保護者	保護者1(通知の宛先・保育料納付義務者)			保護者2				
	フリガナ	ハチオウジ サチコ			ハチオウジ タロウ			
	氏名	八王子 幸子			八王子 太郎			
	生年月日	H●年 ●月 ●日			S×年 ×月 ×日			
	個人番号	△△△△△△△△△△△△			□□□□□□□□□□□□			
	携帯電話番号	080-□□□□-□□□□			090-△△△△-△△△△			
④ 申請に係る子ども	フリガナ	ハチオウジ ハナコ	続柄	男	ハチオウジ ジロウ	続柄	男	
	氏名	八王子 花子	子	女	八王子 次郎	子	女	
	個人番号	●●●●●●●●●●●●●●		◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎				
	生年月日	R▽年 ▽月 ▽日(▽歳)		R×年 ×月 ×日(×歳)		年 月 日(歳)		
	認定区分 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号		<input type="checkbox"/> 2号 <input checked="" type="checkbox"/> 3号		<input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号		
	申込項目	新規/ <u>転園</u> /実施替・市外(市)		新規/転園/実施替・市外(市)		新規/転園/実施替・市外(市)		
	現在の保育状況	<input type="checkbox"/> 父・母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 一時保育 <input type="checkbox"/> 職場保育 <input type="checkbox"/> その他() <input checked="" type="checkbox"/> 保育施設(施設名 ×××保育園)		<input checked="" type="checkbox"/> 父(母) <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 一時保育 <input type="checkbox"/> 職場保育 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 保育施設(施設名)		<input type="checkbox"/> 父・母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 一時保育 <input type="checkbox"/> 職場保育 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 保育施設(施設名)		
⑤ 希望保育施設名	第1希望	☆☆☆保育園	見学	(未済)	☆☆☆保育園分園	見学	(未済)	
	第2希望	△△△保育園	見学	(未済)	△△△保育園	見学	(未済)	
	第3希望	□□□こども園	見学	(未済)	□□□こども園	見学	(未済)	
	第4希望以降 (順位を付けて記入)	④▽▽▽保育園(見学済)			④▽▽▽保育園(見学済) ⑤■●●●保育園(見学済)			
⑥ 兄弟で申込みをする場合の希望条件	①同時に同じ保育施設の入園のみを希望する。 <input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> 1人だけでも入園を希望する <input checked="" type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 同時に入園できれば別々の保育施設でも入園を希望する					<注意> ①で「はい(同時に同じ保育施設の入園のみを希望)」または、「同時に入園できれば別々の保育施設でも入園を希望する」を選択した場合 ⇒兄弟のうち1人が入園可能でも他の子どもが入園できなければ全員が保留となります。		
	②上記で「いいえ」を選択した場合 <input type="checkbox"/> 全員が同時にいくつかの園に入園できる場合 <input type="checkbox"/> 希望順位が下位でも同じ保育施設を希望する <input checked="" type="checkbox"/> 各子どもごとの希望順位での利用を希望する							
⑦ 同居者	氏名		続柄	生年月日	年齢 (R6.4.1現在)	職業/学校名・学年/保育園等、在籍施設	障害等	
	八王子 太郎(別居)		父	S×年 ×月 ×日	×	〇〇県△△市 ××町1-2-3	有(無)	
	八王子 幸子		母	H●年 ●月 ●日	●	パート	有(無)	
	八王子 一郎		兄	R◆年 ◆月 ◆日	◆	☆☆☆保育園	有(無)	
	八王子 菊代		祖母	S▲年 ▲月 ▲日	▲	無職	有(無)	

① 保護者氏名 申請年月日と申請者の氏名を記入してください。

② 保育利用年月
希望月の1日付の入園となります。月途中での入園はできません。
保育期間は、保育を必要とする事由により決定されます。(P.24 参照)
① 就労、障害…原則、小学校入学まで
② 求職活動、出産、疾病、介護・看護、就学…各事由に基づく期限月、治癒・終了(修了)月の末日

③ 保護者
保護者1に記載された保護者に対して、保育施設関連の通知及び利用者負担額(保育料)の請求が行われます。

④ 申請に係る子ども
今回、保育施設利用申請を行うお子様のみ※を記入してください。
※出生前児童の場合は、児童の名前又は「名字 ベビー」と記入してください。(出生後の連絡については、P.16 参照)
年齢は令和6年4月1日時点で記入してください。きょうだいに在園児がいる場合は、同居者欄に記入します。
認定区分の√は、0～2歳までのお子様が3号、3～5歳までのお子様が2号となります。(詳細はP.8 参照)
<申込項目>

新規	新たに保育施設の入園を申し込む場合
転園	在園児が、別の保育施設に移ることを希望する場合
実施替	市外から転入し、在園中の保育施設への通園を継続希望する場合 (例)〇〇市から八王子市へ転入し、引き続き〇〇市の保育施設の通園を希望する
市外	現住所(住民登録をしている自治体)外の保育施設を申し込む場合(詳細はP.17) (例)八王子市在住で、八王子市外の□□市の保育施設へ入園を希望

⑤ 希望する保育施設名
入園を希望する保育施設を、希望順に記入してください。
保育施設によって、受入年齢や開所時間等が異なります。**必ず、申込前に各保育施設に連絡のうえ、入園を希望するお子様と一緒に見学をし、保育方針や運営方針、延長保育等といった条件を確認してください。**
対象となる保育施設の名称は、P.46～「保育施設一覧」を参照してください。

⑥ きょうだいで申込をする場合の希望条件
同時に2人以上の申込をする場合の条件を選択します。下表を参考に、最も希望に近いものをご確認ください。

きょうだい全員が、同時に同じ保育施設に入園することが必須ですか？

はい ↓ ①「はい」に√をしてください。
いいえ ↓ 別々の保育施設でも、同時に入園することが必須ですか？

はい ↓ ①「同時に入園できれば別々の保育施設でも入園を希望する」に√をしてください。
いいえ ↓ ①「1人だけでも入園を希望する」に√をしてください。

きょうだい全員が同時にいくつかの保育施設に入園できる場合はどうしますか？

希望順位が下の園でもよいので、同じ保育施設に入園したい。 ↓ ②の「希望順位が下位でも同じ施設を希望する」に√をしてください。
別々の保育施設でもよいので、希望順位が高い保育施設に入園したい。 ↓ ②の「各子どもごとの希望順位での利用を希望する」に√をしてください。

※希望園の順位は下がりますが、同時同園の入園ができる場合があります。
※各児童の希望に合わせた園に入園できます。 ※きょうだいは、別園となる場合もあります。

⑦ 同居者
入園を希望するお子様以外の同居者を記入してください。なお、世帯分離等に関係なく、同一住所に居住している方をすべて記入してください。また、生計を同一にしている単身赴任等の父母や婚姻関係(離婚調停中別居含む)にある別居の父母、税法上の被扶養者については、同居していなくても記入が必要です。該当する場合は、名前の後に「(別居)」と記入し、職業欄に住所を記入してください。
同居者の人数が多い場合は、欄外あるいは別紙に記入し提出してください。
<障害等の記入>
次の項目に該当する在宅障害児(者)がいましたら、「有」を○で囲んでください。
・「身体障害者手帳」、「療育手帳(愛の手帳)」又は「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けた方
・「特別児童扶養手当」の支給対象児童
・「国民年金の障害基礎年金」の受給者

申請書兼申込書 記入例（裏面）

1 家庭状況

保育を必要とする事由を○で囲み、右欄に内容等を記入して下さい。

父親		母親	
事由	内容	事由	内容
就労	勤務先名称：〇〇〇〇株式会社 勤務先所在地：〇〇県△△市××町3-3-3 就労時間：9時00分～18時00分 育児休業： 年 月 日まで取得中	就労	勤務先名称：□□□□商店 勤務先所在地：八王子市××町3-2-1 就労時間：9時00分～17時00分 育児休業：R■年■月■日まで取得中
求職※	1 求職活動中 2 就労内定あり 年 月 日 就労開始予定	求職※	1 求職活動中 2 就労内定あり 年 月 日 就労開始予定
出産		出産	分娩(予定)日： 年 月 日
疾病	傷病名： 病院名： 区分：通院・入院 上記の期間： 年 月 日～ 年 月 日	疾病	傷病名： 病院名： 区分：通院・入院 上記の期間： 年 月 日～ 年 月 日
障害	障害名： 等級： 種 級、 度	障害	障害名： 等級： 種 級、 度
介護	被介護者： 保護者からみた続柄： 病名・障害名： 等級： 種 級、 度 同居・別居：同居・別居 介護の頻度：常時・週5日以上・週3日以上	介護	被介護者： 保護者からみた続柄： 病名・障害名： 等級： 種 級、 度 同居・別居：同居・別居 介護の頻度：常時・週5日以上・週3日以上
就学	区分：通学制・通信教育課程 就学先名称： 就学期間： 年 月 日～ 年 月 日	就学	区分：通学制・通信教育課程 就学先名称： 就学期間： 年 月 日～ 年 月 日
災害復旧	区分：震災・風水害・火災・その他() 災害発生日： 年 月 日 災害の状況：	災害復旧	区分：震災・風水害・火災・その他() 災害発生日： 年 月 日 災害の状況：
不存在	理由：離婚・未婚・死亡・遺棄・ 離婚調停別居中・その他() 時期： 年 月 日	不存在	理由：離婚・未婚・死亡・遺棄・ 離婚調停別居中・その他() 時期： 年 月 日

2 希望する保育必要量を、○で囲んでください。

希望する保育必要量	○保育標準時間(最大11時間)	・	保育短時間(最大8時間)
-----------	-----------------	---	--------------

※保育を必要とする事由等によっては、希望する保育必要量とならない場合があります。

3 祖父母の状況

祖父母の状況	続柄		氏名	生年月日	住所
	父方	祖父			年 月 日
祖母		八王子 菊代		S▲年▲月▲日	八王子市 XXX町一丁目2番3号 <input type="checkbox"/> 不存在
母方	祖父	高尾 雄大		S◇年◇月◇日	△△県△△市▽▽町 1-2-3 <input type="checkbox"/> 不存在
	祖母	高尾 葉子		S◆年◆月◆日	同上 <input type="checkbox"/> 不存在

1 保育を必要とする事由

父母双方の「保育を必要とする事由」に○をつけてください。

※保育の必要性（該当する事由）を証明する書類の添付が必要となります。

添付がない場合は、求職活動休止中とみなします。（障害と一部の疾病要件を除く）

必要書類は、本しおり P.2～P.3 の提出書類確認表をご覧ください。

保育を必要とする事由（申請書裏面の家庭状況票に記載された内容・添付書類）を審査し、指数に置き換えたのち、利用調整を行います。利用調整のうえ、指数の高い方から入園を決定します。

※複数の事由に該当する場合は、それぞれの欄に○をつけ、必要な書類を添付してください。

審査のうえ、最も指数が高くなる事由で利用調整を行います。

※父母双方の指数の合計点で利用調整をします。

◆申請書裏面（家庭状況票）の父母いずれかが不存在の場合◆

父又は母が死亡や離婚等の理由で不存在の場合は、該当の理由とその時期を記入してください。

【離婚調停中で別居している場合】

離婚調停等をしていることがわかる書類（裁判の呼出状等）の提出が必要です。

なお、住民票を異動していない場合は「別居の申立書」も必要となります。

※利用者負担額（保育料）の算定については取り扱いが異なります。P.27 を参照してください。

【別居中でも離婚調停等をしていない場合】

父母双方の書類（保育の必要性を証明する書類、課税証明書等）が必要となります。

家庭状況	必要書類	備考
離婚		申請書裏面の該当部分に○をし、その時期を記入してください。
離婚調停中（別居）	調停（離婚）の呼出状 等	必要書類が確認できないとき等は、ひとり親として利用調整できない場合があります。
離婚調停別居中 （別居をしているが、住民票が同一住所）	① 調停（離婚）の呼出状 等 ② 別居の申立書	

*** 離婚協議中・離婚協議別居中・離婚後も同居を続けている・未婚だがパートナーと同居している場合は、ひとり親とみなせません。**

* 離婚調停中の場合、その状況（別居・同居等）によって必要書類が異なります。

* 必要書類が確認できない場合、離婚調停中とみなされませんので、ご注意ください。

就労要件と出産要件が重複している場合

出産を控えている方でも、就労要件での利用調整が可能です。

就労要件での利用調整を希望される場合

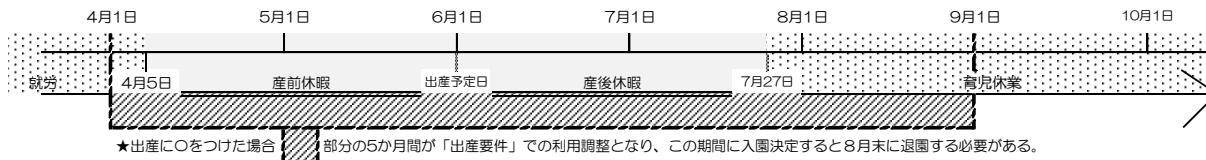
⇒申請書裏面【1 家庭状況】「保育を必要とする事由」の「就労」のみに○をしてください。

※「出産」に○がついていると、出産予定月とその前後各2か月は「出産要件での利用調整」となります。

その間に入園決定した場合、出産予定月の2か月後に退園となります。

※就労要件となった場合、産後休暇後の復帰や育児休業からの復帰が必要となります。

（例） 就労している保護者が、下の子の出産（6/1予定日）があり、上の子の新規入園又は転園の申込をする場合



★出産に○をつけた場合、部分の5か月間が「出産要件」での利用調整となり、この期間に入園決定すると8月末に退園する必要がある。

①4月入園（就労中）…就労要件で申込可能（入園する4月1日時点では就労しているため、産前・産後休暇取得後、育児休業の取得も可能）

②5-7月入園（産休中）…就労要件で申込可能（産前産後休暇取得後に復職が必要。原則、育児休業取得不可）

③8月入園（育休中）…就労要件で申込可能（原則、育児休業からの復職が必要）

④9月入園（育休中）…就労要件で申込可能（原則、育児休業からの復職が必要）

2 希望の保育認定必要量

希望の保育時間を選択します。保護者の就労状況等に応じ、保育標準時間（最大11時間）と保育短時間（最大8時間）に区分されます。求職活動中の場合、短時間認定となります。状況が変わった場合には、必要書類の提出及び認定変更手続きをすることで標準時間に変更できる可能性があります。

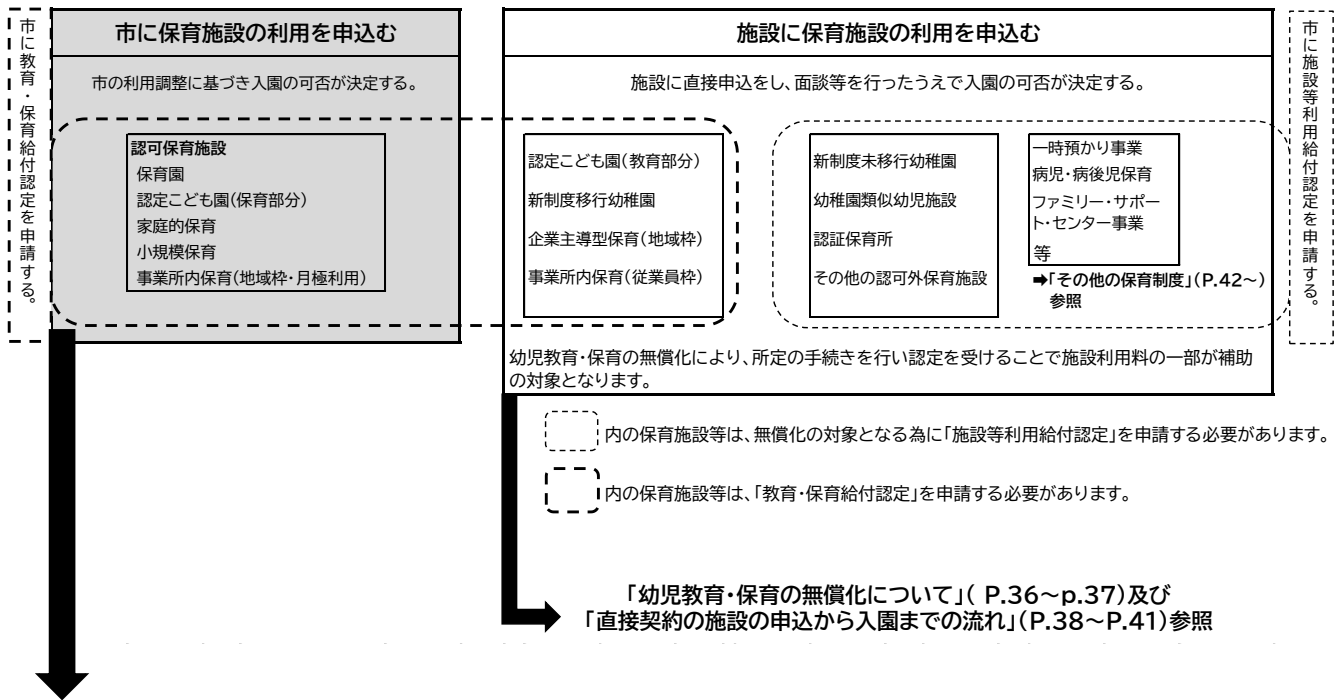
3 祖父母の状況

父方・母方双方の祖父母の状況を記入してください。（同居している場合、申請書表面の同居者欄にも記入）※既にお亡くなりになっている等の場合は、不存在にチェック（✓）をつけてください。

利用できる保育施設等について

保育施設等の利用は、市への利用調整申請が必要なものと施設と直接契約をするものがあります。

利用できる保育施設等



教育・保育給付認定について

下表の施設の場合、教育・保育給付認定（保育施設等を利用する資格を有することの認定）を受ける必要があります。

認定は、保育の必要性の事由及び保護者の状況により、利用時間・認定期限が異なります。

(1) 教育・保育給付認定の区分

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 教育標準時間認定	教育を希望する満3歳以上の就学前の子ども	新制度移行幼稚園 認定こども園（教育部分）
2号認定 保育認定	保護者が就労や疾病等により、保育を必要とする満3歳以上の就学前の子ども	保育園 認定こども園（保育部分）
3号認定 保育認定	保護者が就労や疾病等により、保育を必要とする満3歳未満の子ども	保育園、認定こども園（保育部分）、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育

* 年度途中で3歳の誕生日を迎えた場合、3号認定から2号認定に自動的に切り替わります。

(2) 保育の必要性の事由

保護者の状況が次のいずれかに該当し、保育を必要とする場合に利用申込ができます。

- ① 就労している場合
- ② 妊娠・出産の場合（出産予定月とその前後2か月ずつ計5か月間）
- ③ 疾病（入院又は療養中）・障害の場合
- ④ 介護・看護に従事している場合
- ⑤ 災害の復旧に当たっている場合
- ⑥ 求職活動中(内定)の場合
- ⑦ 就学している場合
- ⑧ その他、保育が必要と特別に認められる場合

買い物やリフレッシュ等、左記の事由（1～8）に該当しない理由で保育施設へ入園申込をすることはできません。
保育施設の入園申込ではなく、買い物等で一時的に保育施設を利用したい場合は、「その他の保育制度」（本しおり P.42）を参照のうえ、ご利用ください。

(3) 教育・保育給付認定の有効期限

以下の事由は、有効期限があります。

- ① 「求職活動中」「内定」「月48時間未満の就労、就学、介護・看護」⇒3か月間
- ② 「出産」⇒出産予定月の2か月後の末日まで
- ③ 「就学」⇒卒業又は修了予定日の属する月の末日まで
- ④ 「介護・看護」⇒介護・看護の事由が消滅した月の末日まで
- ⑤ 「疾病」⇒治癒した月、又は治療等の必要がなくなった月の末日まで

(4) 保育の必要量に応じた区分

2号認定又は3号認定の方は、保護者の就労状況等に応じ保育必要量が「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

なお、「保育標準時間」と「保育短時間」では、保育利用時間が異なり、各施設でも設定時間が異なります。また、実際に利用できる時間は、各世帯の保育を必要とする時間によって変わるため、園との面談により決定していくこととなります。

区分	保育利用時間	保護者の状況
保育標準時間	1日最大11時間	<ul style="list-style-type: none"> ・原則週30時間以上の就労、内定、就学、介護・看護 ・妊娠・出産、疾病、障害・災害復旧・社会的養護が必要
保育短時間	1日最大8時間	<ul style="list-style-type: none"> ・週30時間未満の就労、内定、就学、介護・看護 ・求職活動中・育児休業中

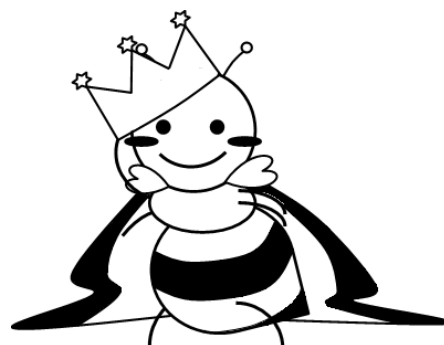
* 通勤・勤務時間等の事情で保育施設の保育時間を超える場合、保育標準時間に該当する可能性があります。

(5) 認定内容の変更

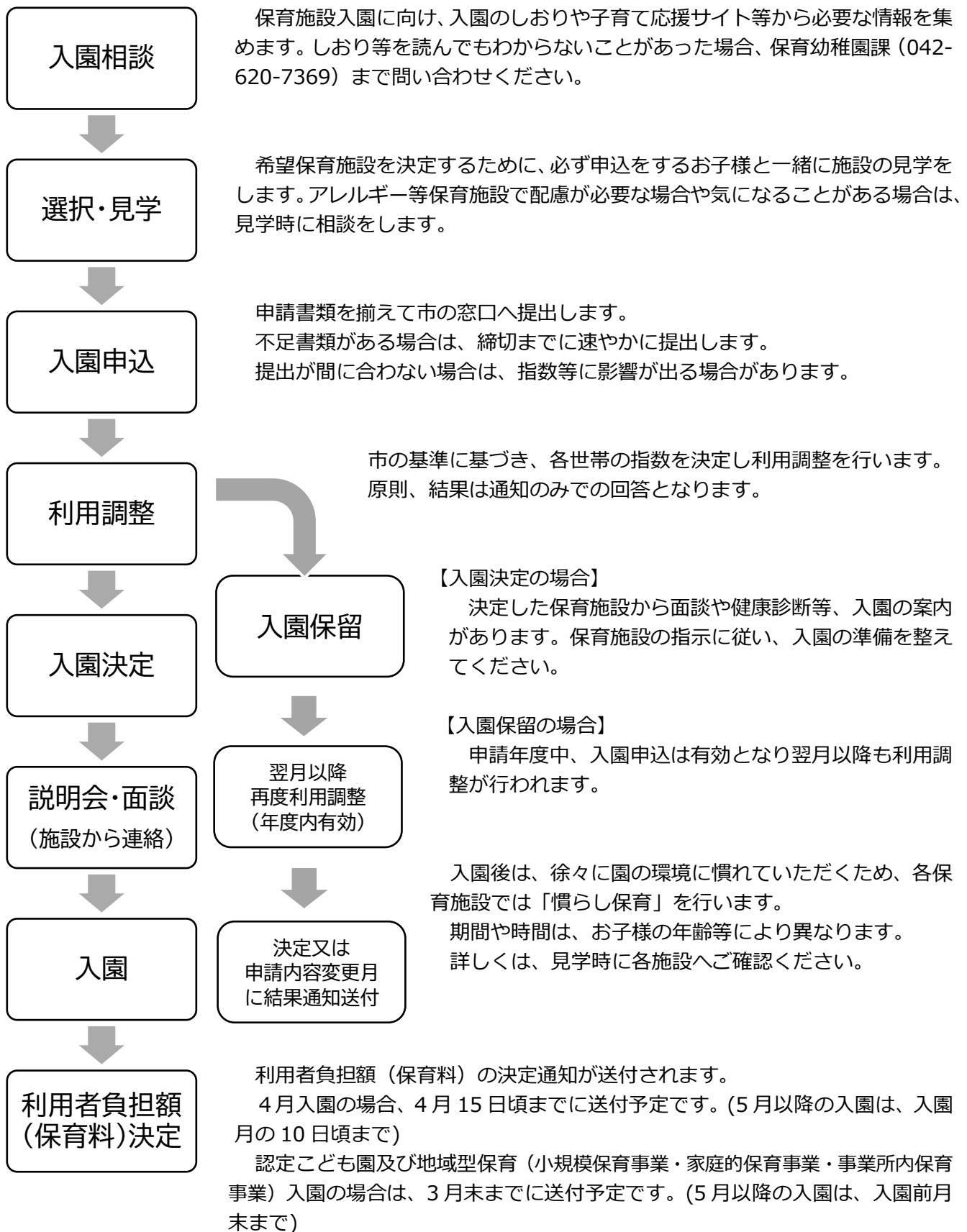
保育の必要性の事由、必要量（標準時間・短時間）等の変更を希望される場合は、変更希望月の前月15日（15日が土日、祝日の場合は、直前の本庁開庁日）までに手続きが必要です。

月途中で変更することはできませんので、ご注意ください。

詳細については、在園のしおり（表紙裏にQRコード掲載）をご確認ください。



◎入園申込から決定までの大まかな流れを紹介します。



保育施設への入園を希望される方は、八王子市へ申込をしてください。

保育施設の申込から入園までの流れ

1. 入園申込にあたって

(1) 令和6年度4月保育施設入園相談会

保育施設入園についてのご相談は、平日の市窓口や電話で随時行っています。

4月申込は初めて申込をされる方も多いため、例年土・日曜日に入園相談会を行っています。今年は、下表の期間に電話でのご相談を受け付けます。

電話相談 開催日	受付時間 電話番号
令和5年10月15日(日)	9:30~16:00 042-620-7369
令和5年10月21日(土)	
令和5年10月29日(日)	

混雑が予想されます。

繋がりにくい場合、時間をおいてかけ直してください。同様の相談・案内を平日の窓口・電話でも行っています。

(2) 希望保育施設の選択・見学

希望の保育施設を決めるときは、必ず事前に「受入年齢・開所時間・延長保育の実施の有無・延長保育時間」及び「園の保育方針・運営方針」等をご確認のうえ、申込をしてください。

「開所時間が合わず送迎に間に合わない」「園と方針が合わない」等の理由による退園や転園という事態を防ぐために、**各保育施設へ事前連絡のうえ、必ず入園を希望するお子様と一緒に見学をしてください。**

『食物アレルギーや制限される食物があるお子様について』

アレルギーや宗教上の理由等により、制限される食物がある場合は、基本的に除去食や代替食での対応をしています。在園児童のアレルギー対応の状況等、保育施設により受入状況が異なり、保護者にご協力をお願いする場合があります。入園を希望される場合は、**必ず、申込前に入園を希望するお子様と一緒にすべての希望保育施設へ見学・面談をして、受入の可否を確認してください。**

※申請書には、**お子様のアレルギー等に係る正確な情報を記入してください。**

『障害のあるお子様や配慮が必要なお子様について』

障害のあるお子様や配慮が必要なお子様の受入は、各保育施設により異なります。多くは「**集団保育が可能であり、医療行為の必要がないこと**」を条件としています。障害の程度、クラスの状況、保育士の配置等により、受入ができない場合があります。

なお、原則、保育施設における与薬は行っておりません。

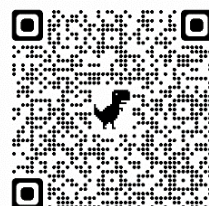
入園を希望される場合は、より良い保育を利用していただくため、申込前に必ず、入園を希望するお子様と一緒にすべての希望保育施設と面談をして、受入の可否を確認してください。

『医療的ケアを必要とする児童等の保育施設4月入園申込について』

医療的ケア等の必要なお子様の保育施設の入園については、毎年9月頃に子育て応援サイトにて情報を公開します。(令和6年4月入園申込については終了しました。) 詳細は下記QRコード先をご参照ください。

【令和6年度実施施設】

市立津久田保育園・市立長房中央保育園・市立みなみ野保育園・打越保育園・光明第四こども園・めぐみ第二保育園



『特定の保育施設（希望施設）に入園できなかった際、育児休業の延長をされる方について』

特定の保育施設（希望施設）に入園できなかった際の意向を確認する欄が申請書の添付書類「家庭状況に関する提出書類等確認表」にあります。育児休業中の方は、「13 育児休業を取得中（予定）ですか」の欄に必ず✓印を入れてください。

(a) に✓印…提出された書類から算出した利用調整指数に基づいた利用調整を行います。

※原則、入園決定後は、育児休業からの復帰が条件となります。

(b) に✓印…就労状況等にかかわらず利用調整指数が「4」に下がり、利用調整(選考)で不利になります。ただし、他の申込状況によって入園決定となることがあります。

『受入年齢・クラス（学年）について』

0歳児クラスの申込可能な生年月日	
生年月日	申込可能な月
～令和6年2月4日	令和6年4月から
～令和6年3月5日	令和6年5月から
～令和6年4月5日	令和6年6月から
～令和6年5月5日	令和6年7月から
～令和6年6月5日	令和6年8月から
～令和6年7月6日	令和6年9月から
～令和6年8月5日	令和6年10月から
～令和6年9月5日	令和6年11月から
～令和6年10月5日	令和6年12月から
～令和6年11月5日	令和7年1月から
～令和6年12月6日	令和7年2月から
～令和7年1月3日	令和7年3月から

各保育施設には、受入可能な年齢が設定されています。受入クラス（学年）は4月1日現在の年齢によって決まっています。

お子様が何歳クラスでの申込になるかを表紙のクラス年齢早見表で確認してください。

0歳児クラスへの入園が可能な時期は、お子様の生年月日ごとに異なります。産休明けから受入をしている施設の場合、左表を参照のうえ、お子様が何月からの申込が可能か確認してください。

(3) 募集人数

八王子市子育て応援サイトをご確認いただくか、保育幼稚園課（042-620-7369）へ問い合わせください。

《情報公開期間》

- ・4月一次募集…入園のしおり配布日～11月17日（金）まで
- ・4月二次募集…令和6年1月26日（金）夕方以降～令和6年2月2日（金）まで（随時更新）
- ・5月以降の募集 … 原則、前月1日～申込締切日まで
 - *5月以降の募集人数のホームページは、原則、毎月1日に公開します。
 - *2月、3月の募集人数のホームページ公開はありません。
 - *申込締切日までの最新の募集人数(4月一次、2月及び3月は除く)は、保育幼稚園課（042-620-7369）まで問い合わせください。

2. 入園申込手続きについて

(1) 提出書類の確認

○新規申込の方

本しおりの提出書類確認表で、申込に必要な書類をよく確認し準備をしてください。提出する前に書類が揃っているか、必ずチェック(✓)してください。

申請書類は、1世帯につき1部の提出となります。ただし、きょうだいで違う月に申込をする場合(例:兄は4月入園希望で、弟は9月入園希望等)は、お子様1人につき、1部必要となります。

令和5年度に保留(待機)になっていた方も、令和6年度に入園を希望する場合は改めて、申込が必要になります。

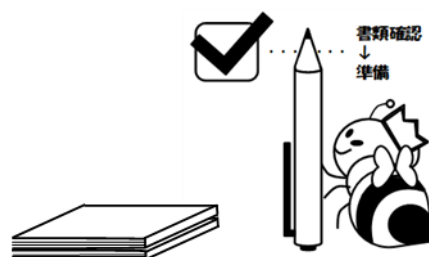
○申請書等の配布場所

申請書等は下記窓口で配布しています。また、八王子市子育て応援サイトから印刷することもできます。

*本しおりの表紙に、八王子市子育て応援サイト「認定や入園申込等に係る書類」QRコードを掲載しておりますので、ご参照ください。

	申請書類	配布場所
新規・ 転園 申込 の方	①教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書 ・同意書 ・家庭状況に関する提出書類等確認表 ・子ども状況票 ※両面印刷3枚セットで申請書類一式です。	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁舎4階 保育幼稚園課 ・市民部各事務所 (浅川事務所、横山事務所、館事務所、由木事務所、由木東事務所、南大沢事務所、元八王子事務所、恩方事務所、川口事務所、加住事務所、北野事務所、由井事務所、石川事務所) ・八王子駅南口総合事務所
	②就労証明書	
	③スケジュール表 (介護・看護、就学、裁量労働制で勤務されている方のみ)	
申込 後の 手続 き	※申込内容や状況によって、必要書類が異なります。	
	① 申込内容の変更を考えている場合 ⇒希望変更届	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁舎4階 保育幼稚園課 ・市民部拠点事務所 (浅川事務所、由木事務所、元八王子事務所、北野事務所) ・八王子駅南口総合事務所 ・南大沢事務所
	② 申込内容の取下げ又は辞退を考えている場合 ⇒保育施設利用申込取下書兼辞退届兼教育・保育(施設等利用)給付認定申請取下書	

*各配布場所の配布部数には限りがあります。ご了承ください。



個人番号（マイナンバー）の番号確認書類および身元確認書類

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）に基づき、教育・保育給付認定申請の手続きをする際には、申請者及び子どもの個人番号（マイナンバー）の記入と併せて、「番号確認」及び「身元確認」が必要になります。

番号確認 … 正しい個人番号が記載されていることの確認
 身元確認 … 個人番号の持ち主であることの確認

○郵送申込（4月一次申込のみ）と窓口申込

	郵送申込の場合	窓口申込の場合
	個人番号確認書類・身元確認書類の写しを申請書に添付し提出	申請時に提示 ※申請者と窓口提出者が異なる場合は、窓口提出者の身元確認書類も提示する
(保護者欄記載名(父母)) 申請者	【1】個人番号確認書類 次のいずれか1点を提出 <input type="checkbox"/> 個人番号カードのコピー <input type="checkbox"/> 個人番号の通知カードのコピー <input type="checkbox"/> 個人番号記載の住民票の写し <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書のコピー	【1】個人番号確認書類 次のいずれか1点を提示 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 個人番号の通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号記載の住民票の写し <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書
	【2】身元確認書類 次のいずれか1点を提出 <input type="checkbox"/> 個人番号カードのコピー <input type="checkbox"/> 運転免許証のコピー <input type="checkbox"/> パスポートのコピー <input type="checkbox"/> 障害者手帳のコピー <input type="checkbox"/> 在留カードのコピー	【2】身元確認書類 次のいずれか1点を提示 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 障害者手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード 等
	【2】の身元確認書類が用意できない場合 次のいずれか2点を提出 <input type="checkbox"/> 健康保険証のコピー <input type="checkbox"/> 年金手帳のコピー <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書のコピー <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書のコピー 等	【2】の身元確認書類が用意できない場合 次のいずれか2点を提示 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書 等
申請児童	【3】個人番号確認書類 次のいずれか1点を提出 <input type="checkbox"/> 個人番号カードのコピー <input type="checkbox"/> 個人番号の通知カードのコピー <input type="checkbox"/> 個人番号記載の住民票の写し <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書のコピー	【3】個人番号確認書類 次のいずれか1点を提示 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 個人番号の通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号記載の住民票の写し <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書

例えば…

★窓口で申込をする場合

【1】個人番号確認書類

（保護者・申請児童）

【2】身元確認書類（来庁者）

の提示にて確認ができます。

* 提出の必要なし

例：

窓口提出者（来庁者） → 母

① 父母の個人番号確認書類

② 申請児童の個人番号確認書類

③ 母の身元確認書類

が必要となります。

★代理人（親権者以外）が窓口で申込をする場合は、上記【1】【2】に加え、『保護者直筆の委任状』が必要となります。

* 郵送受付は書類の不備等があった場合、保護者への問い合わせや案内に時間を要します。

郵送前に「提出書類確認表」（本しおり P.2～P.3）や申請書類の「家庭状況に関する提出書類等確認表」を確認してください。

○転園申込の方

転園申込は、新規申込と同様の書類を揃えて提出してください。

注意

- ◆ 期日までに保育を必要とする事由を証明する書類の提出がない場合は「求職活動」の認定となり、在園中の保育施設においても、翌月より「求職活動」の認定が適用されます。
- ◆ 転園は、決定と同時に在園中の保育施設に他のお子様が入園決定します。そのため、**いかなる理由があっても転園決定をキャンセルすることはできません**ので、よく検討をしたうえで申込をしてください。
- ◆ 育児休業中の転園は原則、育児休業取得前と同じ勤務先に同契約で復帰することが条件となります。なお、産前産後休暇中及び育児休業中における転園の取り扱いについても、原則、P.7の「就労要件と出産要件が重複している場合」と同様になります。
*ただし、在籍施設への通園困難等のやむを得ない事情による転園については、育児休業の取得又は継続が認められる場合があります。
- ◆ 入園が内定している状況での転園申込の受付はできません。
(4月入園が決定している場合、転園申込ができるのは4月1日以降となります。)

○入園（転園）申込の希望変更・取下げ

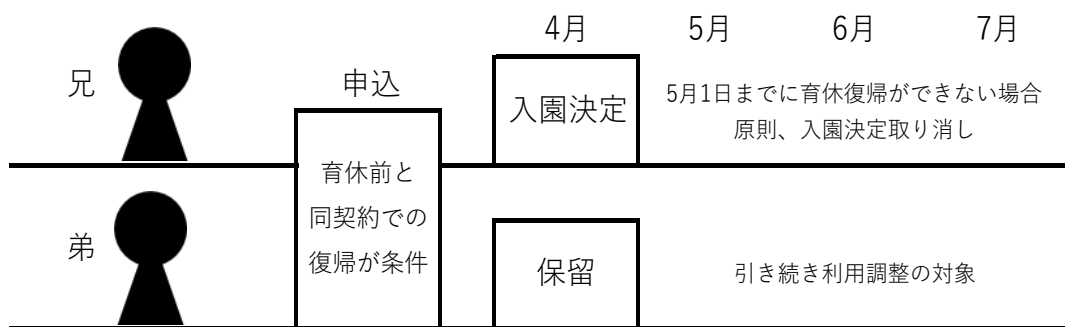
- ◆ 希望施設の変更・追加等がある場合は、期日までに「希望変更届」を提出してください。
- ◆ 入園（転園）申込を取りやめる場合は、速やかに「保育施設利用申込取下書兼辞退届兼教育・保育（施設等利用）給付認定申請取下書」を提出してください。

○育児休業中の申込についての注意点

育児休業中の保護者が保育施設の申込をする場合、**産前産後休暇・育児休業取得前と同じ勤務先に同契約で復帰することを条件に利用調整を行っています**。そのため、復帰しない場合は原則、お子様の入園決定が取消となります。

また、きょうだい2人以上で申込をし、入園できないお子様がいる場合でも期限までに育児休業から復帰する必要があります。

【例】上の子が入園決定、下の子が保留（待機）



(2) 4月一次入園（転園）の注意点

* 郵送受付について

郵送受付は、市配布の専用封筒（黄）のみ受付可能です。郵送受付は令和6年4月一次募集のみとなります。郵送事故につきましては、本市では責任を負いかねます。予めご了承ください。

* 郵送受付の到着確認について

郵送申込の場合は、市から受付が完了したことを文書でお知らせします。
受付完了の文書は、令和5年11月10日（金）頃までに発送予定です。

* 令和5年度申込者で保留（待機）となっている方について

令和6年度も入園（転園）を希望する場合は、申込をしてください。

* 出生前に申込をする場合について

お子様の出産予定日が申込締切後の場合であっても、申込を受け付けていますので、4月一次募集の期間内に申込をしてください。（申請書の記入方法は、P.4～参照）

出生連絡後に結果通知を送付しますので、出生届と住民票の手続きをしたのち、お早めに保育幼稚園課（042-620-7369）へご連絡ください。

出生連絡時にお伝えいただく内容 … お子様の「誕生日」「名前」「性別」「健康状態」

4月入園の対象となるのは、令和6年2月4日までに生まれたお子様です。それ以降に出生された場合は、5月入園以降の対象児童となり、再選考となります。

* 八王子市外在住で八王子市の保育施設を申込まれる方について

保護者が住民登録をしている市区町村で申込をしてください。詳細はP.18を参照してください。

なお、令和6年3月31日までに八王子市へ転入予定がない場合、0～2歳児クラスの方は5月入園募集から、3～5歳児クラスの方は4月二次募集からの受付となります。

(3) 4月二次入園（転園）の注意点

一次募集で定員に満たなかった保育施設や、退園等により欠員が生じた保育施設については、二次募集を行います。「郵送受付」はありません。

* 申込対象

- ・ 4月一次募集の受付期間内に申込ができなかった方
- ・ 4月一次募集で保留となった方の希望保育施設の変更等
- ・ 八王子市外在住で令和6年3月31日までに八王子市へ転入予定のない3～5歳児クラスの方

(4) 5月以降入園（転園）の注意点

* 申込対象

- ・ 4月入園の申込ができなかった方
- ・ 年度途中の入園（転園）を希望する方
- ・ 入園保留となった方の希望保育施設の変更等

※申込期限は原則、入園希望月の前月15日（15日が土日、祝日の場合は、直前の本庁開庁日）です。

※令和7年2月及び3月の申込期限は、12月13日です。

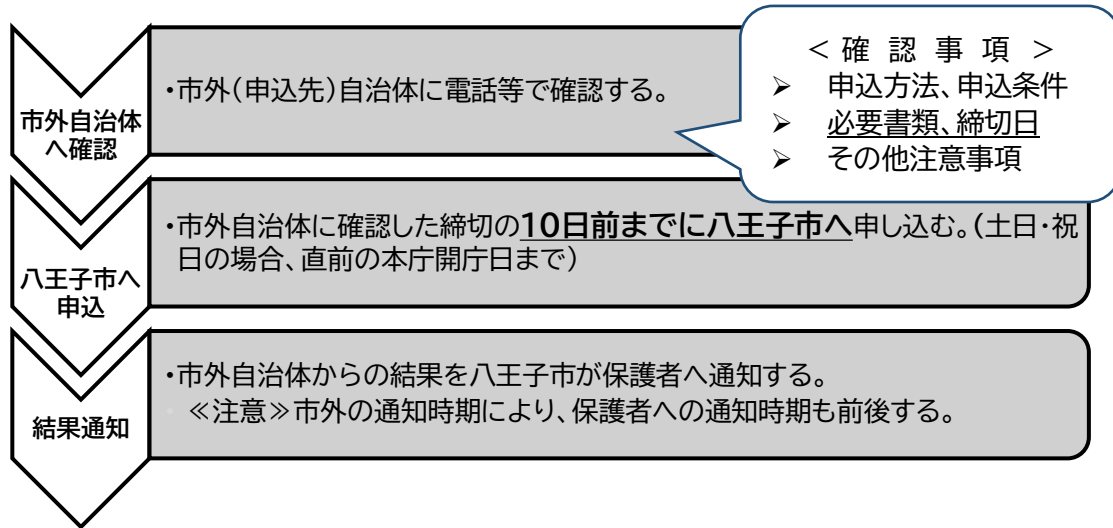
※令和7年1月3日までに生まれたお子様が、令和7年3月入園の対象となります。

(5) 八王子市民の方が、八王子市外の保育施設を申し込む場合

* 申込場所：八王子市窓口

* 必要書類：

- ① 申込先自治体で求められている必要書類等
- ② [八王子市様式]教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書(裏面：家庭状況票)
- ③ [八王子市様式]同意書
- ④ [八王子市様式]家庭状況に関する提出書類等確認表(裏面：子ども状況票)



≪注意≫
 八王子市で申請受付後、申込先自治体へ発送するまでに5日程度かかるため、必ず締切に間に合うようお手続きください。

事前に保育施設の所在する市区町村自治体の保育担当に締切日や必要書類、申込条件等を確認してください。八王子市を經由して申込が必要な場合は、**自治体が示した締切日の10日前まで(土日、祝日の場合は直前の本庁開庁日)に、八王子市窓口へ申込**をしてください。

※ 自治体より直接申込(八王子市を經由する必要なし)の案内があった場合でも、在籍(申込)状況によって手続きが必要となる可能性があるため、八王子市役所保育幼稚園課(042-620-7369)へご連絡ください。

○申込をする市外の自治体へ転出予定がある場合

転出先の住居の「売買契約書」や「賃貸借契約書」のコピー等が必要となる場合がありますので、ご確認ください。

また、**転出(転出先自治体での転入手続き完了)後は、転出先市区町村民として再度、転出先保育担当窓口で保育施設利用申込をする必要があります。**

なお、手続き完了後、八王子市役所保育幼稚園課(042-620-7369)へご連絡ください。

○市内と市外の保育施設を併願する場合

提出書類・申込期限・結果の通知時期が通常と異なることがあります。

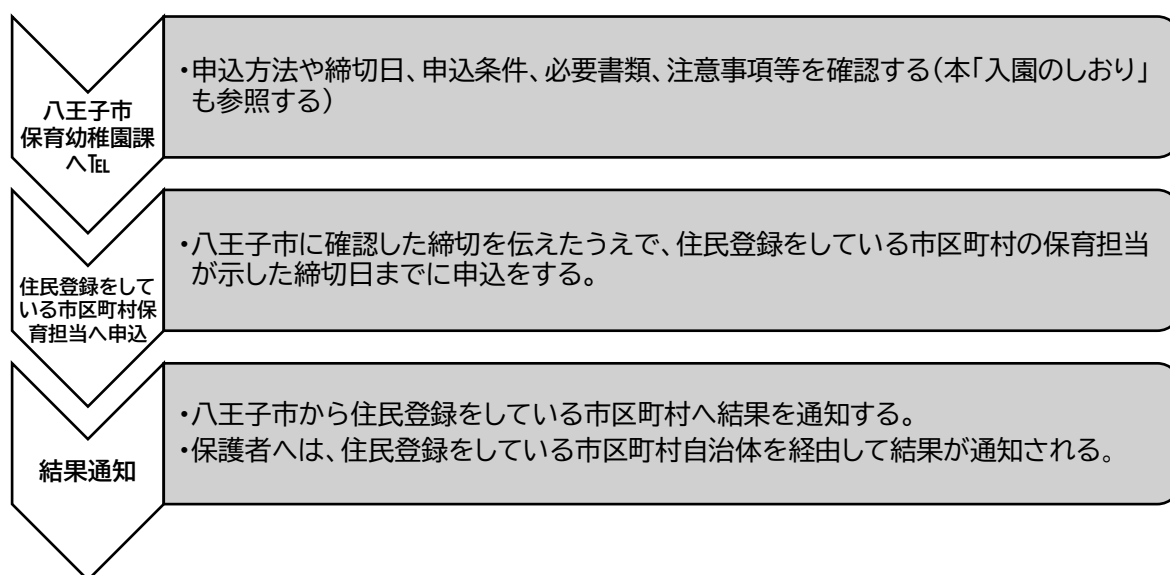
事前に八王子市役所保育幼稚園課(042-620-7369)までご相談ください。



(6) 市外在住の方が、八王子市内の保育施設を申し込む場合

* 申込場所：保護者が住民登録をしている市区町村窓口

* 必要書類：八王子市様式の申請書類等



事前に八王子市役所保育幼稚園課（042-620-7369）へ申込締切日等を確認のうえ、八王子市様式の申請書類等で申込をしてください。**八王子市様式以外の書類は、審査できません。**

○八王子市に転入予定がある場合

入園希望月の前月末日までに転入することが条件となります。また、**八王子市へ転入後、市民として改めて保育施設利用申込の手続きをする必要があります。**転入手続き後は必ず、保育担当窓口へお越しください。

▼転入予定がある方は、以下の書類をご準備ください。

転入状況		必要書類
すべての転入者		<input type="checkbox"/> 転入誓約書
状況	八王子市内の住宅等の購入	⇒ <input type="checkbox"/> 売買（工事請負）契約書の写し※
	八王子市内の住宅等の賃借	⇒ <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書等の写し※
	保護者が所有している八王子市内の住宅等への転居	⇒ <input type="checkbox"/> 登記簿謄本等の写し
	八王子市内に住民票がある親族等との同居	⇒ <input type="checkbox"/> 同居（居住）についての同意書（転入誓約書に印字されています）
	親族等が所有している八王子市内の住宅等への転居	⇒ <input type="checkbox"/> 同居（居住）についての同意書（転入誓約書に印字されています） <input type="checkbox"/> 登記簿謄本等の写し

※契約者名（保護者名）、住宅等の所在地、引渡し予定日（賃貸借期間）を確認できるもの。

○八王子市内に転入予定がない場合

【0～2歳児クラス】の利用申込は5月入園募集から、【3～5歳児クラス】の利用申込は4月二次募集からの受付となります。八王子市民の利用調整後に空きがある場合、利用調整対象となります。

なお、**小規模保育事業・家庭的保育事業は申込できません。**

ただし、里帰り出産による期間が限定された入園申込の場合、転入予定がなくても転入予定がある方と同じ条件での利用調整を行います。

* 転入予定がなく、育児休業の延長を目的とした入園の意思のない申込は、受付ができません。

提出書類 確認表
記入例 申込書
利用できる 保育施設等
申込の 流れ 入園
保育施設の 利用調整
入園決定 入園保留
利用者負担額 食費
認可 保育施設
幼児教育・ 保育無償化
直接契約 施設の申込
その他の 保育制度
保育施設 一覧

3. 保育施設の利用調整について

申請書や保育の必要性を証明する書類等の内容に応じて、保育の必要性を「保育所等利用調整基準指数表」(P.20 参照)の指数に置き換え、指数の高い方から入園を決定します。同一指数の場合は、「同一指数世帯優先順位表」(P.23 参照)に基づいて、決定します。

【例 1】 20 点第 2 希望と 18 点第 1 希望の利用調整 ⇒ 20 点第 2 希望が優先される。
第 1 希望で決まらない場合は、第 2 希望以降も同様の方法で利用調整を行います。

【注意】 認定こども園を希望する 3 歳クラス以上の利用調整においては、指数にかかわらず、第 1 希望としている方から優先して入園を決定します。(令和 6 年 4 月に認定こども園移行予定の施設も含む。)

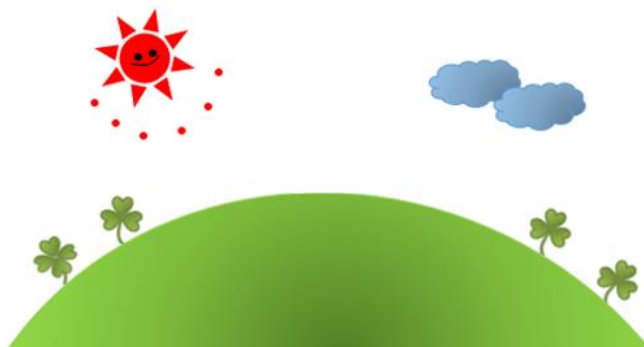
【例 2】 3 歳クラス以上の認定こども園の利用調整における 20 点第 2 希望と 18 点第 1 希望の場合 ⇒ 18 点第 1 希望が優先される。

なお、希望したすべての保育施設について利用調整を行います。入園できず保留(待機)となる場合があります。

- * 利用調整結果について、電話でのお答えはできません。ご了承ください。
- * 「利用調整結果通知」は原則、再発行できません。大切に保管してください。

◆ 保育施設入園保留通知について ◆

- * 育児休業の延長等に必要となる「保育施設入園保留通知」は、申込期限内に申請書が提出され、利用調整の結果、入園とならなかった場合にのみ発行されます。
- * 期限内に申込がなければ、発行できません。
- * 入園決定となった施設の決定を辞退した場合、保育施設入園保留通知は発行できません。



保育所等利用調整基準指数表

申請書及び証明書類等の内容を審査し、保育の必要性に応じ保育所等利用調整基準指数表に置き換え、指数の高い方から入園を決定します。

なお、同一指数の場合は、同一指数世帯優先順位表で比較して決定します。

別表-1

区分	保護者の状況				基準指数
	類型	番号	細目		
A	就 労	1	居 宅 外 労 働 ・ 自 営 中 心 者	週40時間以上の就労を常態とする	10
				週35時間以上の就労を常態とする	9
				週30時間以上の就労を常態とする	8
				週25時間以上の就労を常態とする	7
				週25時間未満の就労を常態とする	6
		2	居 宅 内 労 働 ・ 自 営 協 力 者	週35時間以上の就労を常態とする	8
週30時間以上の就労を常態とする	7				
週30時間未満の就労を常態とする	6				
B	出 産 等	3	妊 娠 ・ 出 産	妊娠・出産	10
C	疾 病 ・ 障 害	4	入 院	入院が1か月以上にわたると見込まれるもの	10
				入院が1か月未満と見込まれるもの	9
			自 宅 療 養	常時病臥	10
				精神性疾患、感染性の疾病又は指定難病	10
				自宅療養で週3日以上通院を常態とする	8
				自宅療養で週1日～2日以上通院を常態とし自宅安静が必要	7
		上記以外の自宅療養で保育が必要と認められるもの	6		
		5	障 害	「身体障害者手帳第1種1～4級」又は「愛の手帳1～3度程度」該当者	10
				「身体障害者手帳第2種2～4級」又は「愛の手帳4度程度」該当者	8
				上記以外の障害で保育が必要と認められるもの	6
D	介 護 ・ 看 護	6	同 居 又 は 長 期 入 院 等 親 族 の 介 護 ・ 看 護	週40時間以上の介護、看護又は施設通所付添等を常態とする	10
				週30時間以上の介護、看護又は施設通所付添等を常態とする	8
				週30時間未満の介護、看護又は施設通所付添等を常態とする	6
		7	別 居 親 族 の 介 護 ・ 看 護	6に準じ指数を認定する(保護者からみて1親等親族の場合に限る)	6～10
E	災 害 復 旧	8	災 害 復 旧	災害(火災・風水害・地震等)復旧に当たっているもの	10
F	求 職 活 動	9	求 職 活 動 等	内定者で週40時間以上の就労を常態とする予定のもの	8
				上記以外の内定者	6
				求職活動を常態としているもの	5
				上記以外のもの	4
G	就 学	10	就 学	学校教育法に定める学校、職業訓練施設又は技能習得施設等に在学している場合は、居宅外労働に準じ選考基準指数を認定する(この場合、就労を就学と読み替える)	6～10
				学校教育法に定める学校の通信教育課程で、実習等のある場合は居宅内労働に準じ選考基準指数を認定する(この場合、就労を就学と読み替える)	6～8
				上記の学校等に合格しているもの若しくは通信教育課程又は上記の学校等に該当しない教育機関に在学・合格しているもの	6
H	そ の 他	11	不 存 在	離別・死亡・拘禁等	10
			若 年 保 護 者	満18歳未満である場合	10
			そ の 他	前各号に掲げるもの以外で、保育が必要と特別に認められる場合	10

<別表-1の取り扱い>

- ① 別表-1の基準日は、保育を希望する月の申込締切日とする。ただし、保育を希望する月の1日時点で消失する保育の必要性の事由については対象外とする。(一定期間毎に契約更新する有期雇用契約で更新予定が有る場合は対象とする。)
- ② 保護者とは、主に子どもを養育している者とする。この表においては、原則として父母とし、それぞれの保育の必要性について基準指数を決定し、その合計を世帯の基準指数とする。
- ③ 別表-1により決定した世帯の基準指数に別表-2の調整指数を加算し、利用調整指数を認定する。なお、世帯の利用調整指数の最高は20、最低は8とする。ただし、保護者が育児休業を取得(予定含む)しており、特定の保育施設を希望し、入園保留となっても育児休業を延長できるため、他の希望者を優先してもよいとの意向が確認できた場合については、世帯の基準指数及び調整指数に係らず利用調整指数を4とする。
- ④ 類型又は細目が2項目以上に該当する場合は、基準指数の高いものとする。
- ⑤ 「就労」類型については、八王子市様式の就労証明書(国の標準的な様式で項目に欠落がない他市区町村様式含む。)によって確認できる雇用契約上の就労時間及び直近の就労実績を総合的に判断し基準指数を認定する。
- ⑥ 「親族(申請児童から見て祖父母をいう。以下同じ。)&及び保護者」以外が経営する会社等で就労している場合は、居宅外労働とする。(テレワーク等により自宅にて就労している場合を含む。)
- ⑦ 親族が経営する会社等で就労しており、市区町村民税が課税されている場合は「居宅外労働」とする。ただし、課税されていない場合(法律に基づく育児休業又は企業独自の育児休業取得に伴う所得減少により課税されていないとみなせる場合を除く)は「自営協力者」に準じ基準指数を認定する。
- ⑧ 保護者が経営(共同経営を含む。)する会社等で就労しており、市区町村民税が課税されている場合又は青色申告をしている場合は「居宅外労働・自営中心者」とする。ただし、課税されていない場合かつ青色申告をしていない場合は、「居宅内労働・自営協力者」に準じ基準指数を認定する。
- ⑨ 「別表-1の取り扱い」の⑦及び⑧において判定に用いる市区町村民税の年度は、4~8月入園希望の場合は前年度、9~3月入園希望の場合は当年度とする。
- ⑩ 「別表-1の取り扱い」の⑧において判定に用いる青色申告の対象年は、4~8月入園希望の場合は前々年分所得、9~3月入園希望の場合は前年分所得とする。
- ⑪ 妊娠・出産について、切迫流産等で入院加療等が必要な場合は、診断書等の提出により、出産予定月の2か月より前から利用申込ができる。なお、その場合は、出産要件とする。
- ⑫ 指定難病とは、国の指定する難病(難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項に規定する指定難病)又は都の指定する難病(東京都単独疾病)に罹患している場合をいう。
- ⑬ 介護・看護については、診断書又は障害者手帳等と介護・看護を行う時間を総合的に判断し基準指数を認定する。なお、長期入院等親族とは保護者からみて2親等以内の親族の場合に限る。また、施設通所付添の時間は、施設への送迎時間及び施設内で拘束される時間とする。
- ⑭ 内定者とは、保育を希望する月の末日までに雇用される場合をいう。保育を希望する月の翌月以降に雇用される場合は、「求職活動を常態としているもの」に準じ基準指数を認定する。
- ⑮ 就労証明書において、雇用(予定)期間の始まりの日が保育を希望する月の申込締切日以前であっても、雇用(予定)期間の始まりの日が証明日の翌日以降の場合、「求職活動の内定者」として基準指数を認定する。その場合、保育を希望する月の申込締切日までに、証明日が雇用(予定)期間の始まりの日以降となっている就労証明書の提出があれば、原則「就労」として基準指数を認定する。
- ⑯ 申込後、保育を希望する月中に転職する場合、かつ現職退職後1か月以内に転職する場合は、「就労」として転職後の就労時間に応じ基準指数を認定する。ただし、現職退職後から転職までに1か月以上の空白期間がある場合は、「求職活動の内定者」として基準指数を認定する。
- ⑰ 「法律に基づく育児休業又は企業独自の育児休業」以外で職場に籍だけはあるが、休職している場合については、「求職活動の内定者」に準じ基準指数を認定する。
- ⑱ 求職活動を常態としているとは、ハローワークカード・紹介状又は採用面接通知等により、求職活動中であることが確認できる場合をいう。なお、求人紹介サイト等への登録のみの場合は、求職活動を常態としているとは判断しない。
- ⑲ 学校とは学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法百三十四条第一項に規定する各種学校をいい、職業訓練施設とは、職業能力開発促進法第十五条の六に規定する公共職業能力開発施設、同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校をいう。また職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する職業訓練を受けている場合も含む。就学実績については、在学証明書の他にスケジュール表の修学日数・修学時間により基準指数を認定する。
- ⑳ 不存在については、離別・死亡、拘禁等により、存在しない場合をいう。
- ㉑ 若年保護者の年齢とは入園を希望する年度の4月1日において18歳未満とする。
- ㉒ その他、保育が必要と特別に認められる場合は、利用調整会議にて指数を認定する。

保育所等利用調整指数表

別表-2

類型	番号	細目	調整指数
調整項目	1	ひとり親家庭	+5
	2	入園希望児童又は兄弟姉妹に障害がある	+2~
	3	入園希望児童が多胎児	+2
	4	生活保護世帯	+2
	5	保育士として復職予定又は採用が内定している場合	+2~
	6	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	+5
	7	2歳児クラスまでの保育所等の卒園児	+8

<別表-2の取り扱い>

- ① 別表-2の基準日は、保育を希望する月の申込締切日とする。
- ② 番号1のひとり親家庭には、①父又は母が死亡・生死不明・拘禁・遺棄の者②父又は母が重度の障害を有し就労不能(身障手帳1~2級程度及び愛の手帳1~2度程度)の者③その他ひとり親家庭と同程度と認められるもの等を含む。ただし、単身赴任・離婚前提別居等は含めない。
- ③ 番号2の障害については、身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)、精神障害者保健福祉手帳、通所受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の発行又は特別児童扶養手当の受給確認、国民年金の障害基礎年金の受給証書、診断書の提出内容等により、調整指数を適用する。なお、世帯に2人以上障害がある場合、調整指数は「+2×人数」とする。
- ④ 番号5については、保護者が保育士資格を有し市内の認可保育所、認定こども園または地域型保育事業において、保育士として復職予定または採用が内定している場合とする。なお、父母ともに該当する場合は「+4」とする。
- ⑤ 番号6については、4~8月入園希望の場合は前年度、9~3月入園希望の場合は当年度の所得額が高い父母のいずれか(生計の中心者)が失業したことにより、就労をしていなかった父母のいずれかに就労の必要性が生じ、かつ父母とも求職中の場合とする。なお、失業については、離職票、退職証明書等により確認できる場合とし、自己都合による退職は対象外とする。また、番号1「ひとり親家庭」が適用される場合も対象外とする。
- ⑥ 番号7については、申込締切日時点で2歳児クラスまでの保育所等に在籍し、同施設を3月に卒園する児童の4月入園申込に限り、本園又は分園に進級(編入)できる場合又は連携保育所に進級する場合(連携保育所への進級決定を辞退した場合を含む)は適用しない。
また、保育所等とは、八王子市内の認可保育所、認定こども園、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育(地域枠のみ)とする。

同一指数世帯優先順位表

別表-3

優先順位	細目
第一順位	希望順位の高い者
第二順位	社会的養護が必要な世帯
第三順位	両親とも不存在
第四順位	2歳児クラスまでの保育所等の卒園児
第五順位	兄弟姉妹が希望保育園に在園中(入園が内定している場合を含む)
第六順位	保育士として復職予定又は採用が内定している場合
第七順位	基準指数の高い者
第八順位	ひとり親家庭
第九順位	入園希望児童又は兄弟姉妹に障害がある
第十順位	次の順で優先する。 (1)未就学児童の多い世帯 (2)小学3年生以下の児童の多い世帯
第十一順位	利用申込事由により、次の順で優先する。 (1)疾病 (2)障害 (3)災害 (4)出産 (5)区分D、基準指数10の親族の介護・看護 (6)就労、就学 (7)(5)以外の介護・看護 (8)求職活動
第十二順位	調整指数の合計の高い者
第十三順位	世帯所得額が低い世帯

<別表-3の取り扱い>

- ① 別表-3の基準日は、保育を希望する月の申込締切日とする。
- ② 第三順位の定義は、父母ともに死亡、拘禁等により、祖父母、親族又は里親等が父母に代わって養育している場合とする。
- ③ 第四順位の定義は、「別表-2の取り扱い」のとおりとする。
- ④ 第五順位について、入園申込児童と入れ替わりで兄弟姉妹が卒園・退園する場合は、優先としない。
- ⑤ 第六順位の定義は、「別表-2の取り扱い」のとおりとする。
- ⑥ 第九順位の定義は、「別表-2の取り扱い」のとおりとする。
- ⑦ 第十一順位における「利用申込事由」とは、世帯の事由のうち優先順位が高いものをいう。
- ⑧ 第十三順位でいう所得額とは、4～8月入園希望の場合は前年度、9～3月入園希望の場合は当年度の額とする。
- ⑨ 第十三順位で決定しないときは、利用調整会議において世帯の状況等を総合的に考慮して決定する。

4. 入園決定となった方へ

(1) 慣らし保育について

入園後は、徐々に園の環境に慣れていただくため、各保育施設では「慣らし保育」を行います。

「慣らし保育」の期間や時間は、お子様の年齢等により異なります。詳しくは、見学時に各施設へご確認ください。

(2) 育児休業取得中に入園の申込をした場合

入園月の末日までに、申込時に提出した就労証明書の内容通りに職場復帰することを条件に入園決定しています。入園翌月の15日（15日が土日、祝日の場合は、直前の本庁開庁日）までに「就労証明書（復職年月日が記載されたものに限る。）」を提出してください。期限までに復帰しない場合、入園決定の取消し又は退園となります。

なお、勤務先の就労規定により、月途中の復帰ができない場合のみ、入園月の翌月1日の復帰を認めています。

(3) 内定・求職活動・就学予定・要件不足の場合

3か月間の期限付き入園になります。求職活動等で入園決定した場合は、入園後3か月以内に就労を開始してください。

在園継続のためには、入園月から2か月後の15日（15日が土日、祝日の場合は、直前の本庁開庁日。令和6年4月入園の場合は6月14日）までに就労証明書（就学の場合は、①在学証明書の原本又は学生証のコピー ②スケジュール表 の2点）の提出が必要となります。

【在園の要件】

在園の要件を満たさない場合は、保育の必要性があるとは認められず、退園となります。

就労	実働月48時間以上の就労が常態であること
就学	月48時間以上の就学が常態であること
介護・看護	月48時間以上の介護・看護が常態であること

(4) 出産、疾病、介護・看護、就学の場合

期限付きの入園となり、事由が消滅すると退園となります。

ただし、疾病、介護・看護、就学の事由が消滅したときに他の要件を備えている場合は、引き続き利用できる場合がありますので、保育幼稚園課（042-620-7369）へ問い合わせください。

【在園の要件と期限】

妊娠・出産	出産予定月の2か月後の末日
疾病	治癒した月、又は治療等の必要がなくなった月の末日
介護・看護	介護・看護の事由が消滅（治癒・施設入所等）した月の末日
就学	卒業又は修了予定日の属する月の末日

(5) 在園中に家庭の状況等が変わった場合

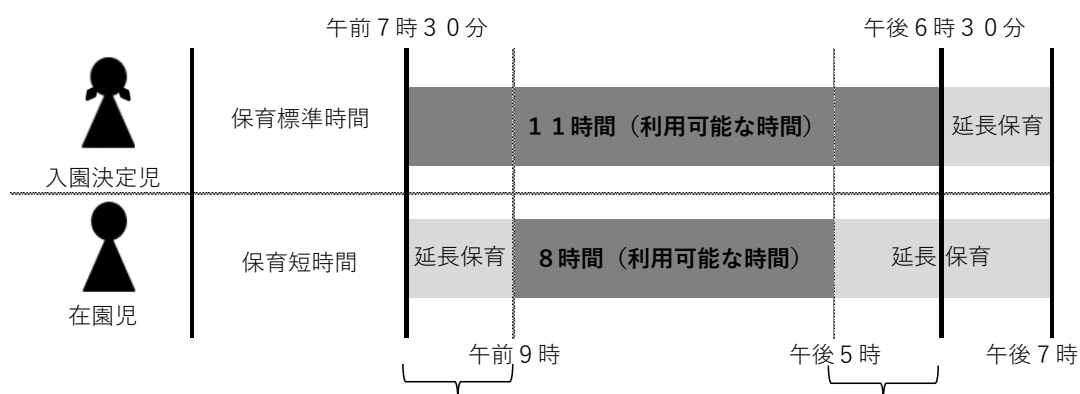
住所（同居者も含む）、勤務先・勤務時間の変更、婚姻・離婚、妊娠、育児休業取得・終了、市民税額や扶養状況が変更になった等、家庭の状況が変わった際は、市に手続きが必要となります。変更内容によっては、利用者負担額（保育料）又は副食費の免除事項も変更することがあります。必ず、在園のしおり（本しおり表紙裏にQRコード記載）をご確認のうえ、お手続きください。

* 住所変更は、市民課と併せて保育幼稚園課でも手続きをしてください。

(6) きょうだい（入園決定児と在園児）で認定が異なる場合

育児休業中に申込をした場合、入園決定したお子様は標準時間で認定されていても、先に在園しているお子様は短時間認定になっていることがあります。その場合、認定を揃える手続きが必要になりますので、入園決定のお知らせで手続き期限等をよくご確認ください。

* 認定が異なったまま利用した場合、入園決定したお子様の利用時間できょうだいが保育施設を利用すると、延長料金が発生します。



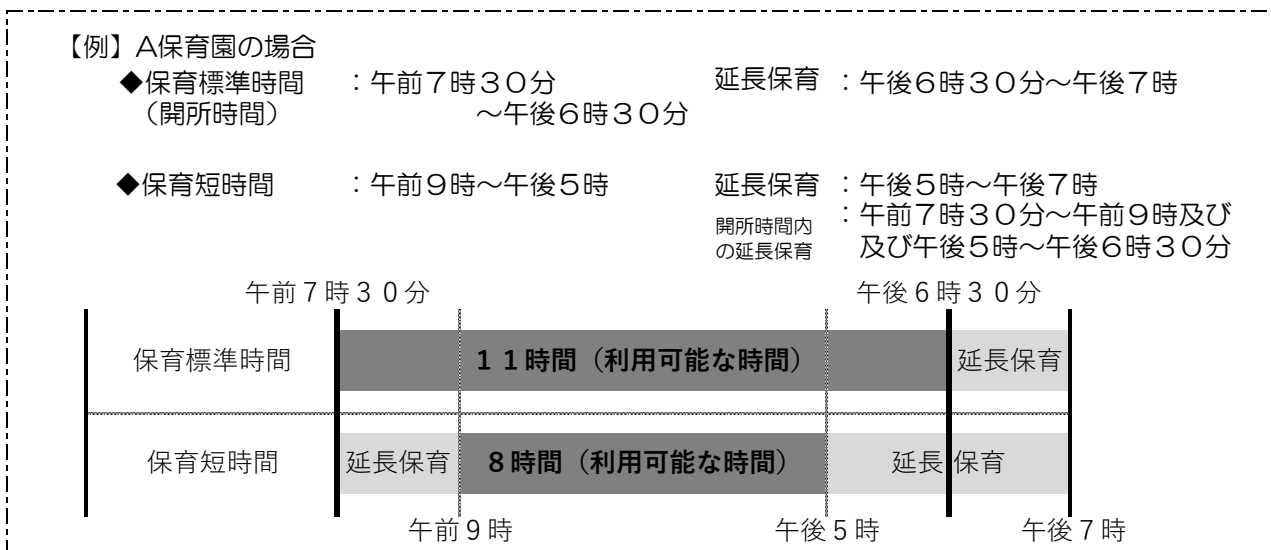
在園児は、延長保育を利用したことになり、利用料が発生します。

(7) 延長保育について

保育施設によっては、延長保育（有料）を実施しています。

利用時間、延長保育料金、対象年齢については、各保育施設の実施状況（P.46～「保育施設一覧」参照）を確認していただき、入園後、各保育施設へ直接、申込をしてください。

なお、延長保育は保護者の就労状況等で必要な場合に利用できますが、お子様への長時間保育の影響を考慮し、保育施設と詳細な面接のうえでの利用となります。



5. 入園保留（待機）となった方へ

（1）申請書の有効期間

申請内容は、令和6年度中（3月入園分まで）有効です。変更等ない限り、申請内容に基づき毎月利用調整を行います。

利用調整結果通知書は、入園決定又は、希望変更や事由の変更等をされた場合のみ送付します。送付されない月の保留通知が必要な場合、結果発送予定日以降に保育幼稚園課（042-620-7369）へご連絡ください。

***令和7年4月以降の入園については、新たに翌年度の申込が必要です。**

（2）希望変更・事由等の変更

希望保育施設の変更・追加や保育の必要性の事由等に変更（就労開始、転職、就労時間・日数の増減、内定）、家庭状況の変更等（離婚、婚姻、住所変更等）があった場合、希望変更届や就労証明書等を、各月の15日（土日、祝日の場合、直前の本庁開庁日[※]）までに提出すると、翌月から保育の必要性を再認定し利用調整を行います。

[※]2月・3月入園申込の変更申請の締切は、12月13日です。

（3）幼稚園・認可外保育施設等の利用について

子育てのための「施設等利用給付認定」を受けることで、幼稚園や認可外保育施設等の一部の保育料が無償化となります。施設等利用給付認定を受けるには別途、市への申請が必要となり、提出期限は原則、給付希望開始日の属する月の前月15日（土日、祝日の場合は、直前の本庁開庁日）です。（詳細はP.36参照）

15日以降に翌月からの幼稚園・認可外保育施設等の利用が決まった場合は、速やかに保育幼稚園課（042-620-7369）までご相談ください。



6. 利用者負担額（保育料）と副食費について

保育料は、保育園等を運営するためにかかる経費の一部を各世帯で負担していただくものです。

(1) 保育料の決定方法

保育料は、次の要件から「利用者負担額（保育料）階層区分表」（P.31 参照）に基づいて決定し、月額制となります。

- ① 子どものクラス年齢（お子様の4月1日時点の年齢）
- ② 教育・保育給付認定（保育標準時間・保育短時間）
- ③ 世帯の市民税課税額を基準に、以下の期別ごとに保育料を決定します。階層区分決定は、旧年少扶養控除等を再計算した市民税課税額（税額控除については、調整控除額及び税額調整額を除き、控除しない）を適用します。

〔控除されない税額控除〕

- ・ 寄附金税額控除 ・ 配当控除 ・ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除
- ・ 住宅借入金等特別税額控除 ・ 外国税額控除

保育料	令和6年度（2024年度） 4月～8月分	令和6年度（2024年度） 9月～3月分
保育料決定の対象となる市民税	令和5年度（2023年度）市民税 （2022年分の収入状況）	令和6年度（2024年度）市民税 （2023年分の収入状況）
決定通知	4月初旬に通知	9月初旬に通知

* 父母やお子様が祖父母の税法上の扶養になっている（扶養控除の対象になっている）場合や、父母とも非課税で、生計を同一にしている祖父母（家計の主宰者と考えられる場合等）がいる場合は、該当する祖父母の市民税課税額で保育料を決定します。

* 離婚調停中で別居していても、住民基本台帳上の住所が同一の場合は、世帯分離等で世帯が別となっていないと、父母の市民税課税額の合算で保育料を決定します。（父母それぞれの税情報が必要となります。）

* 婚姻関係にない同居の方が同一世帯にいる場合は、事実婚とみなし、同居の方の市民税課税額も含めて保育料を決定します。

* 算定対象期間に海外に在住であった方は、所得申立書等を提出いただき、市民税額を推定計算することがあります。詳細については、保育幼稚園課（042-620-7369）まで問い合わせください。

市民税未申告等の理由により、階層区分が判定できない場合、最高額の保育料となることがあります。適正な保育料決定のためにも、必ず、申告等の手続きをお願いします。

(2) 保育料の納入方法

保育園の場合

- ◆納入先：八王子市
- ◆納入方法：口座振替

① 口座振替の登録手続方法

保育園の利用調整結果通知に同封されている「八王子市子ども家庭部 保育料等口座振替依頼書」を記入・押印のうえ、口座振替を希望される金融機関へ手続きしてください。

- * 保育料の引落は世帯で一つの口座から行うため、登録口座は原則、保護者名義でお願いします。
- * 登録可能な金融機関や、書類の記載方法等の詳細は、口座振替依頼書に折り込まれている「口座振替の手続について」をご確認ください。(金融機関によって手続方法が異なります。)
- * 保育園に在園中のお子様(保育料無償化対象の3～5歳児クラス含む)がいる場合や、市内転園決定者で既に八王子市で保育料の口座振替登録をしている場合は、新たに手続きする必要はありません。
- * 手続きには一定の時間を要するため、保育料の金額が決定する前に振替依頼書を送付しています。
- * 「保育料」の口座振替は、八王子市所定の「八王子市子ども家庭部 保育料等口座振替依頼書」でのみ手続ができます。入園する保育園によっては「保育料」の口座振替とは別に、延長保育料や園で個別に発生する費用を引き落とすため、施設から口座登録をお願いしている場合があります。それぞれに手続きが必要なため、ご注意ください。

② 口座振替の開始時期目安

希望される金融機関や、手続きする日によって異なります。

- * 最終的な振替開始月は、市での登録が完了した段階で決定されますので、目安としてご参照ください。
- * 口座振替の登録手続きが完了するまでの保育料は、納入通知書でお支払いください(振替開始月より前の保育料は口座から引き落とされません)。

«入園月ごとの振替開始月(目安)»

入園月	登録手続き日※1	指定できる最短振替開始月(目安)	納入通知書で納入いただく月(口座振替されません)	納入通知書の配付方法
4月	～3/15	4月分	-	-
	3/16～	5月分以降	4月分以降	保育料金額決定通知に同封
5月以降	入園月の15日	入園月の翌月以降	入園初月分以降※2	
(例：5月)	(～5/15)	(6月分)	(5月分)	

※1：15日が土日・祝日となる場合は15日より前の営業日に金融機関で手続きをしてください。

※2：金融機関での手続の日程の都合上、5月以降に途中入園された場合、入園初月の保育料は口座振替に間に合わないため、必ず納入通知書での納入になります。ご了承ください。

③ 口座振替日

毎月末日(12月のみ27日、末日及び12月27日が土日・祝日の場合は翌開庁日)となります。

- * 納期限を過ぎた場合には延滞金がかかります。確実に口座振替を行えるよう、口座への入金振替日の前営業日までをお願いします。(当日の入金では振替手続に間に合わない場合があります。)

認定こども園、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育の場合

- ◆ 納入先：各施設
- ◆ 納入方法：各施設へ直接問い合わせください。
- * 小規模保育施設「市立市役所内保育園」の保育料は、**保育園の場合**と同様の納入方法となります。

八王子市民の方で、八王子市外の公立保育園に在園している場合

- ◆ 保育料の決定：八王子市
- ◆ 納入先：当該保育園を管轄する市区町村
- ◆ 納入方法：各市区町村に問い合わせください。

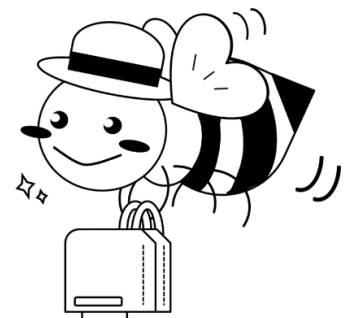
(3) 保育料の多子軽減の適用

お子様に兄弟姉妹がいる場合やひとり親世帯等の保育料については、以下のとおり軽減します。

世帯区分	世帯の市民税所得割額	兄弟の年齢制限	多子軽減の内容
ひとり親世帯等以外	制限なし	年齢制限なし	2人目以降0円
ひとり親世帯等	77,101円以上	年齢制限なし	1人目半額、 2人目以降0円
	77,101円未満		

*ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯もしくは、身体障害者手帳、療育手帳(愛の手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、又は、特別児童扶養手当の支給対象の子ども、国民年金の障害基礎年金の受給者となる在宅障害児(者)のいる世帯のいずれかに該当している家庭です。

*多子軽減の適用判定の市民税所得割額は、利用者負担額(保育料)階層区分表の所得割のように、旧年少扶養控除等は再計算されません。



(4) 副食費の実費徴収について

幼児教育・保育の無償化により、3～5歳クラスのお子様は、利用者負担額（保育料）が0円となりますが、副食費については、別に実費で負担していただきます。

お支払いは在籍している施設へお願いします。

各施設で金額が異なりますので、詳しくは、各施設にお問い合わせください。

* 0歳～2歳クラスについては、副食費は保育料に含まれています。

〔副食費の負担軽減制度〕

以下のお子様は、副食費のお支払いが免除されます。対象となる世帯へは、八王子市から通知でお知らせします。

①世帯年収約360万円未満相当世帯^{※1}のお子様

②所得階層にかかわらず、第3子以降^{※2}のお子様

※1 年収360万円未満相当世帯とは、世帯の市民税所得割合算額が1号認定は77,101円未満、2・3号認定は57,700円未満（ひとり親世帯等は77,101円未満）となります。

※2 1号認定(新制度幼稚園、認定こども園(教育部分))については、3歳～小学校3年生の子の数で判断します。

《注意》

市民税の申告手続き等をされていないと、副食費の免除対象となる場合であっても、免除対象となりません。

(5) 保育料等の変更

下記のように家族状況が変わった場合は、保育料又は副食費の免除事項が変更になることがあります。市に手続きが必要となりますので、必ず保育幼稚園課（042-620-7369）までお問い合わせください。

- 住所変更（同居者も含む）、勤務時間の変更、市民税額や扶養の変更があった場合
- 婚姻、離婚、妊娠、育児休業取得・復帰、生計を同一にしていた家族等が生計を別にした場合 等

(6) 保育料の減免

台風や地震で被災された場合やお子様は疾病のため長期間欠席した場合、保護者の失業等により保育料の支払いが著しく困難になった場合は、減額又は免除が認められることがあります。

詳しくは、保育幼稚園課（042-620-7369）へお問い合わせください。

(7) 認定こども園・幼稚園の負担金について

認定こども園・幼稚園を利用するにあたっては、幼児教育・保育の質の向上を図る上で必要な対価となる特定負担金や、制服代・通園バス代等の実費負担金等、保護者に負担していただくものがあります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

<参考> 令和5年度（2023年度）利用者負担額（保育料）階層区分表

○保育園・認定こども園（2号認定・3号認定）・家庭的保育・小規模保育・事業所内保育

階層区分		基本月額保育料			
		0～2歳クラス		3～5歳クラス	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
2	市民税非課税世帯	0円	0円		
3	所得割課税額 6,000円未満	5,000円	4,000円		
4	14,400円未満	8,000円	7,000円		
5	35,400円未満	11,000円	10,000円		
6	54,400円未満	14,000円	13,000円		
7	81,400円未満	17,000円	16,000円		
8	102,400円未満	20,000円	19,000円		
9	129,400円未満	23,000円	22,000円		
10	146,400円未満	26,000円	25,000円		
11	171,400円未満	28,000円	27,000円		
12	195,400円未満	30,000円	29,000円		
13	219,400円未満	33,000円	32,000円		
14	243,400円未満	36,000円	35,000円		
15	261,400円未満	39,000円	38,000円		
16	292,400円未満	42,000円	41,000円		
17	317,400円未満	45,000円	44,000円		
18	343,400円未満	48,000円	47,000円		
19	357,400円未満	51,000円	50,000円		
20	357,400円以上	54,000円	53,000円		

- * 階層区分の決定にあたっては、旧年少扶養控除等を再計算した所得割課税額を適用します。
(寄附金税額控除、配当控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、住宅借入金等特別控除、外国税額控除等の税額控除については適用されません。)
- * 生計を同一にする2人以上のお子様がいる場合は、最年長のお子様を第1子として数え、第2子以降は0円となります。また、ひとり親世帯等で、世帯の市民税所得割額が77,101円未満の場合は、第1子の保育料が半額、第2子以降が0円となります。(多子軽減制度の詳細については、P.29をご参照ください。)
- * 保育園・認定こども園（2号認定・3歳クラス以上）、認定こども園（1号認定）・新制度に移行した幼稚園を利用する3歳以上児童の保育料については、幼児教育・保育の無償化により、基本月額保育料が0円となりますが、給食費・延長保育料については、別に実費で負担していただきます。給食費等については各施設で金額が異なりますので、各施設にお問い合わせください。
- * 幼児教育・保育の質の向上を図るうえで必要となる人件費・施設維持費等の特定負担額や、制服代・通園バス代等の実費徴収額等も、施設により保育料とは別に負担していただく場合があります。

認可保育施設について

1. 認可保育施設

市が認可・認定した施設で、保護者が就労や疾病等の事由により、お子様の保育を必要とする場合に保護者に代わり保育をします。

保育園、認定こども園、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育があり、保育士等職員の配置、保育室の広さ、設備について市が定める基準を厳守し運営されています。

【保育園】

保育園は、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、就学前のお子様には保育と教育を一体的に行う施設です。

- ◆ 申込場所：保護者が住民登録をしている市区町村窓口

1歳児・2歳児クラスまでの受入園で、5歳児クラスまで通園できる保育園	
諏訪保育園のぞみ乳児園・大塚保育園分園・打越保育園分園・愛光大和田保育園ちいさなおうち	本園に進級（編入）
駅前なかよし保育園第1	駅前なかよし保育園第2に進級（編入）
子安保育園	子安保育園いずみの森分園に進級（編入）

【認定こども園】

認定こども園は、就学前のお子様には幼児教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設です。

《申込場所》

- ◆ 幼児教育（1号認定）を利用する場合：各施設
- ◆ 保育（2号認定・3号認定）を利用する場合：保護者が住民登録をしている市区町村窓口

1歳児・2歳児クラスまでの受入園で、5歳児クラスまで通園できる認定こども園	
よこかわキッズステーション	横川幼稚園（認定こども園）に進級（編入）
認定こども園 ぽかぽか保育園 大和田分園	本園に進級（編入）

【家庭的保育】

家庭的保育は、家庭的な雰囲気の中で少人数（定員5人以下）の0～2歳のお子様にはきめ細やかな保育を行います。保育時間は平日8時間までで、原則として、保育短時間認定を受けた方が利用する施設です。

なお、研修や年次休業日等による休業日があります。休業日に保育が必要な方は、連携施設の代替保育又は、ほかの保育施設の一時保育を利用することができます。

- ◆ 申込場所：保護者が住民登録をしている市区町村窓口（八王子市外在住の方は、申込できません。）

【小規模保育】

小規模保育は、少人数（定員6～19人）の0～2歳のお子様を預かる保育施設で、きめ細やかな保育を行います。

- ◆ 申込場所：保護者が住民登録をしている市区町村窓口（八王子市外在住の方は、申込できません。）

提出書類
確認表
記入例
利用できる
までの流れ
利用調整
入園決定
利用者負担額
認可保育施設
幼児教育・保育無償化
施設の申込
その他の
保育施設

【事業所内保育】

事業所内保育は、企業等が設置する 0～2歳のお子様を預かる保育施設で、従業員のお子様と地域のお子様と一緒に保育します。

◆ 地域枠を利用する場合の申込場所：保護者が住民登録をしている市区町村窓口

* 家庭的保育・小規模保育・事業所内保育（地域枠利用の児童のみ）は、卒園後の通い先を確保するため、「連携施設」（保育園等）を設定しています。

《連携施設一覧》

事業所類型	施設名	連携施設
家庭的保育	ベビールームアンジュ（阿部 さおり）	市立静教保育園
	保育室ももの木（大木 瞳）	桑都保育園
	丘の上保育室（真柄 まゆみ）	白百合寺田保育園
	スマイルベビールーム（赤崎 裕子）	市立みなみ野保育園
	ピヨピヨ保育室ひよっこ（渡邊 万裕子）	由井さゆり学園 みなみ野さゆり学園 さゆりの丘学園
	mignon bébé ミニヨンベベ（佐藤 豊子）	横川保育園
	ちいさいおうち保育室（峰岸 百合）	さつき保育園
	にじいろハウス（安齊 智美）	打越保育園
	オーシャンキッズルーム（吉野 小百合）	甲ノ原保育園
	笠原保育室（笠原 雅美）	松枝保育園
	由木めぐみ野保育室（永坂 博子）	由木保育園
	おひさまルーム（清水 洋子）	めぐみ第二保育園
小規模保育	キッズスペースドリーム大和田	市立富士見台保育園
	こぼと保育園	市立津久田保育園
	わくわくランド	市立千人保育園
	ほっぺるランド西八王子	光明第一保育園 市立多賀保育園
	市役所内保育園	甲ノ原保育園 北野ひなた保育園 ひなた保育園 光明第一保育園 光明第三こども園
	森のゆりかご	東京ゆりかご幼稚園
	ナーサリーくわのみ	八王子桑の実幼稚園
	真理学園幼稚園小規模保育所	真理学園幼稚園
事業所内保育	キッズルームあおい（AOI 八王子病院）	船森保育園 市立子安保育園いずみの森分園
	おひさま保育園（山本労務、エスエストラスト等）	本町幼稚園 なかの幼稚園 光明第一保育園
	なかの幼稚園内保育所さくら（なかの幼稚園）	なかの幼稚園
	セント・ベル幼稚園附属 サニー・ベル（セント・ベル幼稚園等）	セント・ベル幼稚園
	クラージュ保育園（ななくに歯科）	市立みなみ野保育園 さゆりの丘学園
	テクノすくすく保育園（日本テクノス）	市立北野保育園
	創価大学つばさ保育所（創価大学）	市立津久田保育園

* 連携施設への進級は原則、優先利用となりますが、在園中に進級の希望を確認したうえで、希望者多数になった場合は、利用調整を行います。

* 連携施設への進級を希望できるお子様は、**9月時点で2歳児クラスに在籍し、3月に卒園をするお子様**となります。

2. 公立保育園

公立保育園は、令和6年度16園になります。そのうち、10園は八王子市が運営し、6園は指定管理者が運営します。

(1) 直営の保育園（認可保育園）

子安保育園 (分園あり)	千人保育園	高尾保育園	恩方保育園	富士見台保育園
津久田保育園	長房中央保育園	北野保育園	元八王子保育園	みなみ野保育園

(2) 指定管理者が運営する保育園

園名	運営法人	運営私立保育園
長房西保育園	社会福祉法人相友会	諏訪保育園、浅川保育園
静教保育園	社会福祉法人太和会	美山保育園
多賀保育園	社会福祉法人愛和会	白百合ベビーホーム、白百合寺田保育園等
中野保育園	社会福祉法人公德福祉会	めぐみ第一保育園、めぐみ第二保育園
石川保育園	社会福祉法人多摩養育園	光明第一保育園、光明第三こども園等
市役所内保育園 【小規模保育】	社会福祉法人鶴見会	ひなた保育園、北野ひなた保育園

* 指定管理者の指定期間満了時及び、制度変更等により、運営法人が変更になることがあります。

(3) 多賀保育園及び静教保育園の運営手法について

多賀保育園及び静教保育園については、これまで約15年に渡り「指定管理者制度」による運営を行ってまいりましたが、令和8年度（2026年度）から「公私連携制度」による運営に移行する予定です。（令和7年度に事業者公募予定）

「公私連携制度」とは、指定管理者制度による運営よりも民間の能力をより一層活用しつつ、市の関与を明確にした協定を事業者と締結し、これに基づいて教育・保育の質の維持・向上を図る制度です。

主な制度内容を比較すると次のとおりです。

	指定管理者制度	公私連携制度	民間事業者
運営形態	公設民営	民設民営	民設民営
設置主体	八王子市	事業者	事業者
協定期間	5年（更新5年）	原則20年	—

公私連携制度による運営形態は、指定管理者制度よりも長期に渡って、事業者が継続的・安定的に運営できるため、具体的には次のような効果がより期待できます。

- ・保育士の安定的な雇用、定着を期待できます。
- ・保護者（子ども）と事業者（保育士）との間でより一層安心した信頼関係を築くことができます。
- ・事業者の教育・保育の理念に基づき、特色のある教育・保育を実践しやすくなります。

3. 保育施設一覧

P.46 より、八王子市内の認可保育施設の一覧を掲載しています。保育時間や延長保育料等、各施設により異なるため、詳細は施設へ直接問い合わせください。

① 八王子市子育て応援サイト「施設マップ」

八王子市内の全ての施設（児童館や子育てひろば等含む）から検索ください。
（右記 QR 参照）



② 八王子市子育て応援サイト「保育園・認定こども園等の情報」



八王子市子育て応援サイト「保育園・認定こども園等の情報」から、各施設のホームページをご覧ください。
（左記 QR 参照）

保育施設一覧（各施設の概要）は、P.46 から掲載しています。

認可保育施設を申込予定の皆様へ

○各施設では、それぞれ特徴を活かした保育を行っています。事前に保育の様子等を見学したうえで、申込をしてください。

保育施設は、お子様のしつけや学習に関係する全てのことを行うことはできません。各家庭と保育施設がそれぞれの役割を果たすことにより、お子様の健全な成長が得られます。保育施設での子ども同士の「かかわりあい」や、様々な遊び等の活動は、お子様の成長にとって欠くことのできないものです。

日常の保育については、お子様の健康と安全を守るため、十分な配慮のもと保育にあたります。子ども同士の「かかわりあい」の中では、思いがけずケガをしたり、ケガをさせたりする場合があります。入園後には、このようなことが起こり得ることを十分にご理解いただいたうえで、申込をしてください。

○保育施設は集団生活を行う場です。感染症拡大防止のため、お子様に発熱や咳等の症状がみられるときは、登園を控えてください。

クラス閉鎖・閉園等、感染症拡大防止のための措置等について、ご理解とご協力をお願いいたします。仕事を休んでいる等により、家庭保育が可能な場合は、出来る限り家庭保育へのご協力をお願いいたします。

○保育施設は、保護者との信頼関係により、大切なお子様をお預かりします。

より良い保育の提供・運営のために、保護者の方は施設の決まりを十分にご理解いただいたうえで、ご協力をお願いします。

***以下の行為等は、保育の運営に支障となりますので、ご遠慮願います。**

- ・ 備品や設備等の損壊
- ・ 無許可での物品販売やビラの配布
- ・ 事業の斡旋
- ・ 大声や大音量の音楽
- ・ インターネット等を利用した施設への誹謗・中傷 等

幼児教育・保育の無償化について

無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定の申請をし、認定を受ける必要があります。施設等利用給付認定の申請は、新制度に移行していない幼稚園（新制度未移行幼稚園）や新制度移行幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等を利用する方が、無償化の対象となる際に必要な手続きです。認定は、下表にあるとおり、3つの区分に分かれます。

1. 子育てのための「施設等利用給付認定」

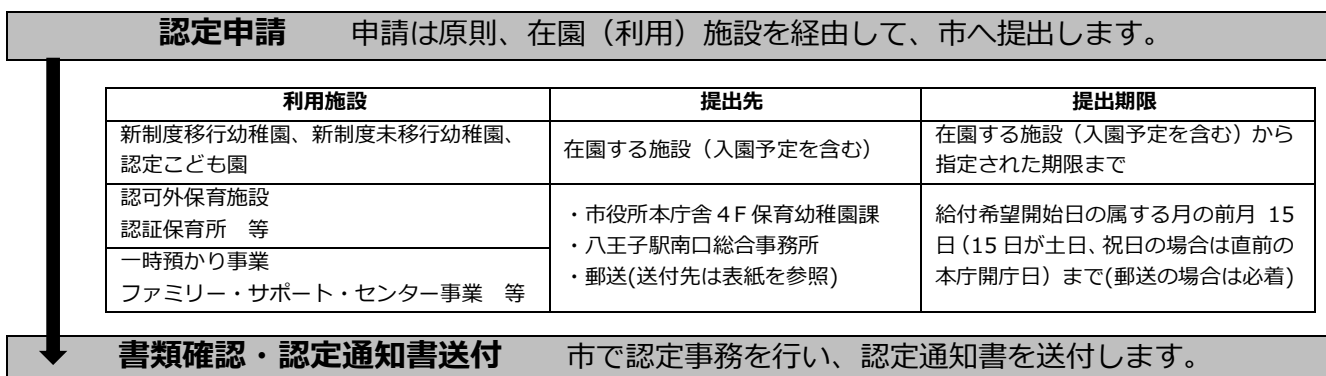
認定区分（支給要件）		保育の必要性	対象施設
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	なし	未移行幼稚園等
新2号認定 (3-5歳児クラス)	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	あり	幼稚園等の預かり保育 ・満3歳児は新3号 ・年少児からは新2号
新3号認定 (0-2歳児クラス)	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市民税非課税者であるもの		

2. 保育の必要性について（新2号・新3号認定）

施設等利用給付認定の新2号認定・新3号認定を受けたい場合の、保育を必要とする事由・基準です。

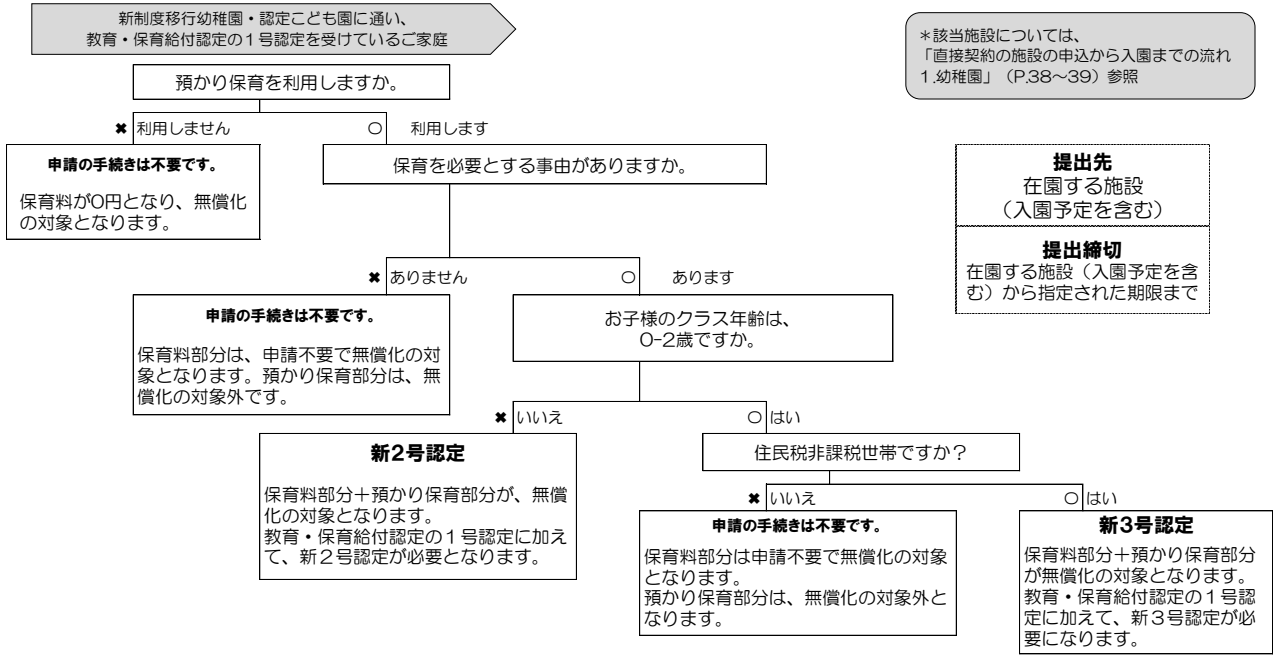
保育を必要とする事由	基準
就労	・実働月48時間以上の就労が常態であること
求職(内定)	・求職活動を継続的に行っていること △期限付き（3か月）の認定になります。
出産	・出産のため、保育が困難であること △認定期間は、出産予定月の前後2か月（最大計5か月間）
疾病	・疾病により、保育が困難であること △認定期間は、治癒した月または治療等の必要がなくなった月の末日
障害	・障害により、保育が困難であること
介護・看護	・月48時間以上の介護・看護が常態であること △認定期間は、介護・看護の事由が消滅（治癒・施設入所等）した月の末日
就学	・月48時間以上の就学が常態であること
災害	・災害（火災・風水害・地震等）復旧により、保育が困難であること

3. 申請から認定までの流れ(概要) ★無償化に係る申請書は、本しおり表紙裏面のQRコード先参照。

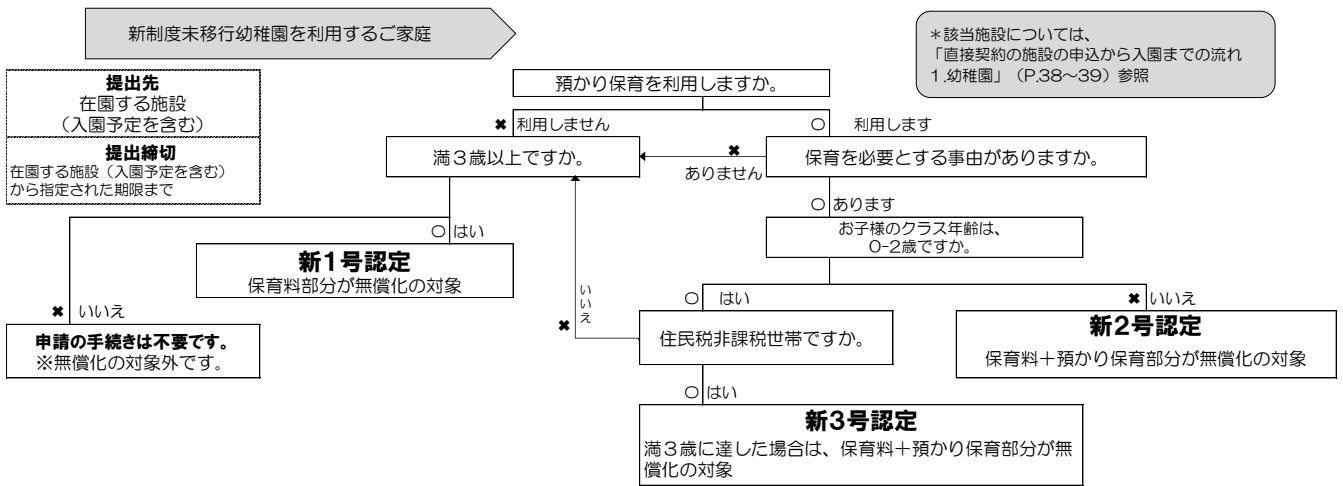


利用する施設・お子様の年齢(クラス年齢)・世帯の状況等によって、申請が異なります。

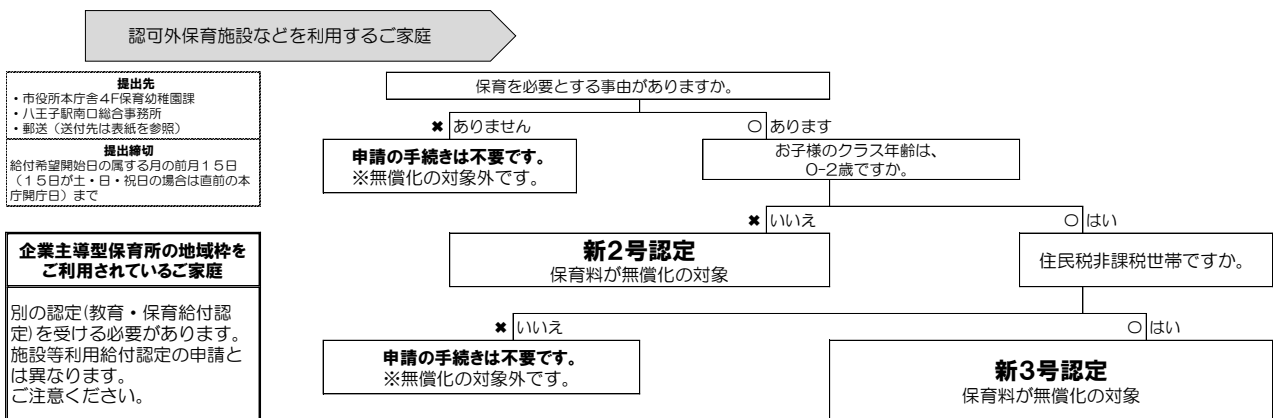
施設等利用給付認定の申請（新制度移行幼稚園・認定こども園〔教育のみ〕）



施設等利用給付認定の申請（新制度未移行幼稚園）



施設等利用給付認定の申請（認可外保育施設、認証保育所、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等を利用するご家庭）



無償化の対象となる利用料には上限があり、利用料の全額が無償とはなりません。

詳細については右記 QR コードを参照▶



直接契約の施設の申込から入園までの流れ

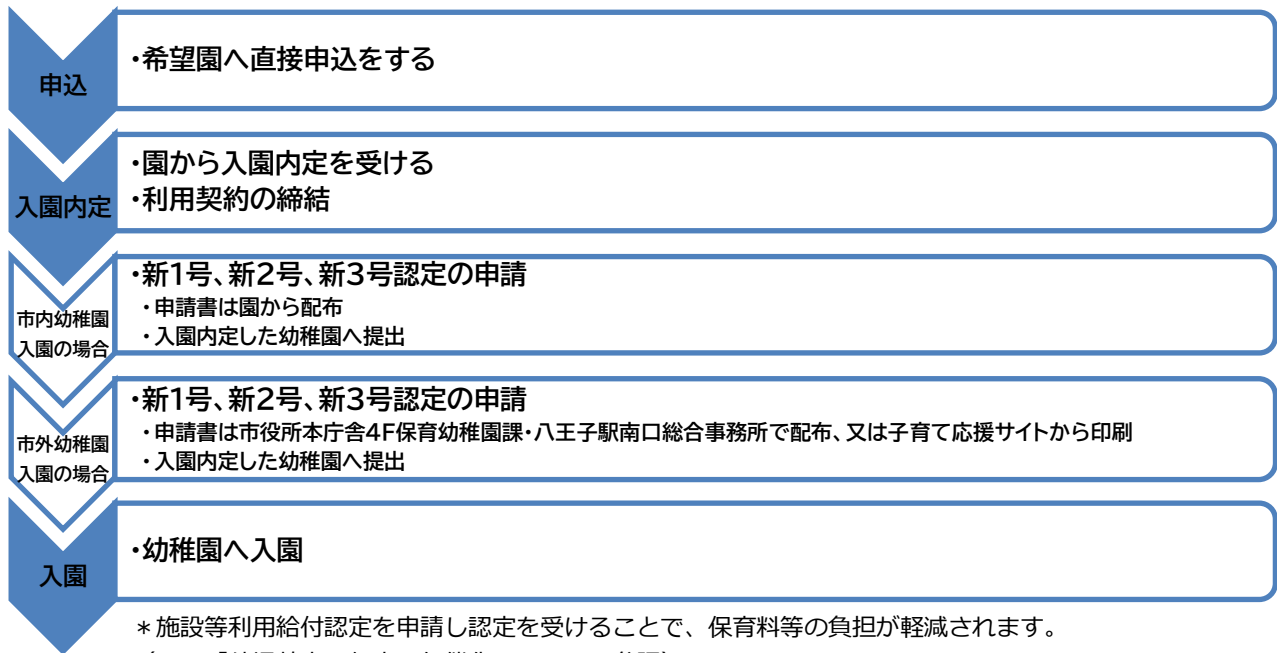
1. 幼稚園

幼稚園は、学校教育法に定められた学校であり、幼児を保育し適当な環境を与え、その心身の発達を助長することを目的とする教育施設です。教育時間は4時間を標準としていますが、教育時間外に「預かり保育」を行っており、共働きの家庭でも幼稚園を利用できます。

なお、入園を希望する幼稚園により、その手続き等が異なります。（下記フローチャート参照）

～新制度未移行幼稚園の場合～

（＊新制度未移行幼稚園とは、施設等利用給付認定を受ける幼稚園です。）

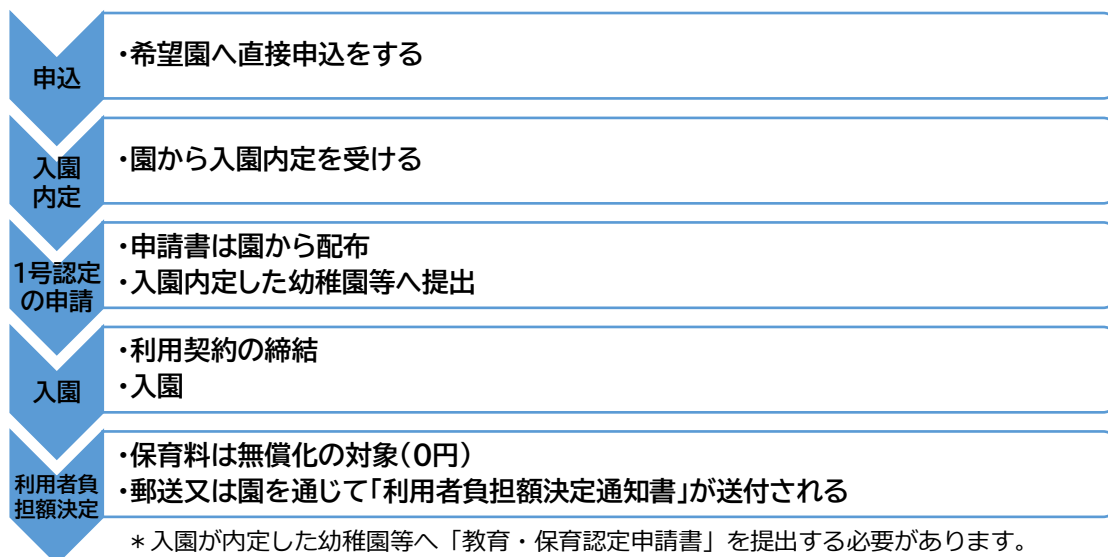


新制度未移行幼稚園			
地区	施設名	所在地	電話
本庁	なかよし幼稚園	台町4-34-11	622-7339
	八王子実践幼稚園	台町1-12-15	622-0824
	かしわ幼稚園	明神町1-20-7	642-0046
	なかの幼稚園	中野上町5-32-13	622-3001
横山	八王子白百合幼稚園	長房町75-1	661-0801
館	聖徳大学八王子幼稚園	梶田町1003	664-0972
	グリーンヒル幼稚園	寺田町432	666-1569
由井	東京ゆりかご幼稚園	七国3-50-2	632-8188
	サンライズ幼稚園	片倉町1296-6	636-0458
元八王子	八王子桑の実幼稚園	諏訪町212	651-1943
加住	八王子すみれ幼稚園	丹木町2-355	691-2581
由木	おさひめ幼稚園	下柚木1982	676-6326
	柚木武蔵野幼稚園	上柚木3-8	678-1220
由木東	帝京大学幼稚園	大塚359	676-9757
	武蔵野幼稚園	松が谷24	676-0772
	聖徳大学多摩幼稚園	鹿島1	676-0777
南大沢	麻生学園南多摩幼稚園	南大沢3-10	675-1261
	多摩なかよし幼稚園	南大沢5-23	675-1101
	真理学園幼稚園	別所2-24	675-7865

提出書類
確認表
記入例
利用できる
施設等
申込みの流れ
保育施設の
利用調整
入園決定
利用者負担額
認可保育施設
幼児教育・
保育無償化
直接契約
その他の
保育施設
一覽

～新制度移行幼稚園・認定こども園（教育部分）の場合～

（*新制度幼稚園とは、教育・保育給付認定を受ける必要がある幼稚園です。）



* 入園が内定した幼稚園等へ「教育・保育認定申請書」を提出する必要があります。

* 預かり保育を利用する場合、施設等利用給付認定を受けると預かり保育料の負担が軽減されます。(P.36「幼児教育・保育の無償化について」参照)

* 認定こども園の教育のみを受けたい場合は、施設との直接契約となります。

【幼】…新制度幼稚園

【認】…認定こども園

新制度幼稚園・認定こども園（教育枠）			
地区	施設名	所在地	電話
本庁	本町幼稚園【幼】	本町16-3	625-3893
	聖公会八王子幼稚園【幼】	新町1-11	642-3564
	共励こども園【認】	明神町1-9-20	642-5552
	Gakken こどもえん八王子北館【認】	旭町1-1 セレオ八王子北館5階	626-6183
	認定こども園 ぼかぼか保育園 大和田園【認】	大和田町1-11-22	050-3822-2658
	八王子幼稚園【幼】	天神町22-1	623-6441
浅川	幼保連携型認定こども園 高尾幼稚園【認】	東浅川町515-5	664-5755
	みころも幼稚園【認】	初沢町1310	661-8181
横山	セント・ベル幼稚園【幼】	並木町33-2	661-2619
	(仮称)幼保連携型認定こども園敬愛【認】	散田町5-3-1	663-4017
館	たてまち幼稚園【幼】	館町2435	663-5125
	幼保連携型認定こども園まごころ保育園【認】	館町1097-96	664-8100
北野	長沼幼稚園【認】	長沼町960-11	637-2526
由井	由井さゆり学園【認】	片倉町2436	635-0172
	さゆりの丘学園【認】	宇津貫町945	638-0300
	みなみ野さゆり学園【認】	七国5-14-1	635-2388
元八王子	横川幼稚園【認】	横川町209	622-3100
	光明第四こども園【認】	横川町603	625-4118
	元八王子幼稚園【認】	元八王子町2-1012-3	661-7746
川口	共励第二こども園【認】	川口町2631	654-4005
	光明第三こども園【認】	榎原町971	624-3051
	犬目幼稚園【幼】	犬目町488	625-3298
加住	光明第七こども園【認】	宮下町354	691-1847
由木	光明第八こども園【認】	上柚木3-13-2	675-4811
	なみのりこども園【認】	中山858	676-0603
南大沢	幼保連携型認定こども園せいび【認】	南大沢5-12	675-1551
	せいびの森こども園【認】	別所1-73	670-7167

2. 認証保育所

東京都が定めた基準を満たし、設置を認証した保育施設です。
入園を希望する場合は、希望の施設へ直接申込をしてください。

国の幼児教育・保育の無償化制度対象施設です。

3歳児クラスから5歳児クラスの児童は、月極保育料のうち給食費を除いた金額が無償化の対象となり、月額上限 37,000 円が無償化されます。

0歳児クラスから2歳児クラスの非課税世帯の児童は、月額上限 42,000 円が無償化されます。給付対象となるためには、あらかじめ申請が必要となります。(P.36「幼児教育・保育の無償化について」参照)

また、市制度の保護者負担軽減給付費の対象になります。詳しくは、保育幼稚園課給付担当(042-620-7248)へ問い合わせください。

A型：月 120 時間以上の利用が必要な、0歳児から小学校就学前までのお子様を対象
20人から120人までを定員とする大規模な施設

B型：0歳児から2歳児までの保育を必要とするお子様が対象(就労証明が必要です。)
6人から29人までを定員とする小規模な施設

* 保育料：施設により異なります。利用希望施設へ直接問い合わせください。

施設名	所在地	電話	備考
八王子エンゼルホーム	明神町4-7-3 やまとビル5・6階	656-2733	A型 0～5歳
八王子みなみ野雲母保育園	西片倉2-1-3 みなみ野ガーデンコート	683-3305	
キッズスペースドリーム	寺町23-5	620-5180	
ルカ保育園	子安町4-13-8サニーハイツ	623-6151	B型 0～2歳

最新情報や詳細については、下記 QR コード先参照



3. 企業主導型保育施設

主に、従業員が利用できる認可外保育施設です。任意でほかの企業や地域の実情に応じて、お子様を受け入れています。

入園を希望する場合は、希望の施設へ直接申込をしてください。

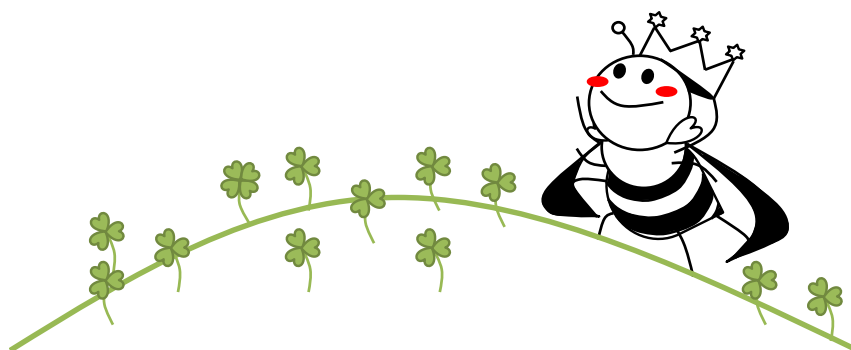
幼児教育・保育の無償化の対象となる場合もあります。

給付対象となるためには、あらかじめ申請が必要となります。

*詳しくは、保育幼稚園課給付担当（042-620-7248）へ問い合わせください。

*保育料：施設により異なります。利用希望施設へ直接問い合わせください。

地域枠のある施設	所在地	電話
ことのは保育園～ユギムラ～	堀之内3-36-11ベルドミール1F	689-4193
ことのは保育園～玉南北野～	打越町347-4山本ビル1F	697-0358
あいあい保育園	鎌水2-175-9	676-0288
ぽかぽか保育園 コープ高倉	高倉町49-3コープみらい高倉テナント棟1F、 高倉町47-1	649-5339
企業主導型保育所 かいらくえん	加住町1-18	691-1868
いとほし保育園	万町29-1 1F	686-0773
シュタイナー保育園おひさま子どもの家	長房町1541-2	641-1051
みらいグローバル保育園	東浅川町979-6	673-7663
みっころ保育園	初沢町1312	629-9003
ひだまり kids	散田町3-18-15 カネヒビル2階	667-0877



その他の保育制度

特別保育提供施設一覧

1～7については、無償化の対象になる場合があります。

(P.36「幼児教育・保育の無償化について」参照)

【認可保育施設】

保育園名	一時	休日	年末	緊急	定期	電話
光明第一保育園	★			▲	□	623-3386
市立千人保育園	★	◎	●	▲	□	661-3360 070-1270-1885
白百合ベビーホーム	★			▲		622-2196
※市立子安保育園	★		●	▲	□	622-3343 070-1270-1875
八王子ふたば保育園	★			▲		622-3403
市立津久田保育園	★			▲	□	622-7390 070-1270-1935
市立富士見台保育園				▲		643-0353 070-1270-1931
認定こども園 ぽかぽか保育園 大和田	★					050-3822-2658
浅川保育園	★			▲	□	661-0516
市立高尾保育園				▲		661-2431 070-1270-1895
たんばぼ保育園	★			▲		664-1861
市立長房中央保育園				▲		662-2060 070-1270-1973
市立長房西保育園	★					664-2583
白百合栴田保育園	★			▲		666-7535
幼保連携型認定こども園 まごころ保育園	★					664-8100
みなみ野敬愛保育園	★			▲	□	637-5265

保育園名	一時	休日	年末	緊急	定期	電話
市立みなみ野保育園	★			▲	□	637-8828 070-1270-2025
市立北野保育園				▲		644-3725 070-1270-1980
ひなた保育園	★			▲	□	656-8816
諏訪保育園	★			▲	□	651-4555
八王子隣保館保育園	★			▲		622-8130
市立元八王子保育園	★			▲	□	625-8005 070-1270-2062
城山保育園	★				□	664-1262
市立恩方保育園				▲		651-3851 070-1270-1906
光明第三こども園	★			▲	□	624-3051
敬愛フレンド保育園	★			▲	□	678-2921
光明第八こども園	★			▲	□	675-4811
わらべ里山保育園	★			▲	□	679-1151
由木あすなる保育園	★					675-1561
駅前なかよし保育園第1	★			▲	□	670-1154
駅前なかよし保育園第2	★			▲	□	674-1154
京王キッズプラッツ南大沢		◎				676-3388

※市立子安保育園での緊急保育は、お客様の年齢が3～5歳の場合、市立子安保育園いずみの森分園での受入となります。

【企業主導型保育施設】

保育園名	一時	休日	年末	緊急	定期	電話
ことのは保育園～ユギムラ～	★					689-4193
ことのは保育園～玉南北野～	★					697-0358
ぽかぽか保育園 コープ高倉	★					649-5339

保育園名	一時	休日	年末	緊急	定期	電話
シュタイナー保育園 おひさま子どもの家	★					641-1051
みらいグローバル保育園	★					673-7663
あいあい保育園	★					676-0288

※企業主導型保育施設の一時保育の詳細（申込・保育料・保育時間等）については、各施設へ問い合わせください。

1. 一時保育

ご家庭で育児をしている方が、一時的な事由（①就労 ②傷病 ③冠婚葬祭 ④育児疲れ解消等）により保育を必要とする場合に、お子様をお預かりする制度です。

対象子ども：市内在住で未就園児のお子様

保育時間：午前8時30分から午後5時まで（企業主導型保育施設は異なります。）

*利用日、保育料、受入年齢等は施設により異なります。詳しくは各施設へ問い合わせください。

2. 休日保育

日曜・祝日に保護者が就労等により保育を必要とする場合に、お子様をお預かりする制度です。

利用日：日曜日及び祝日（12月29日から1月3日までを除く。）

対象子ども：市内在住で、満1歳から就学前のお子様

保育時間：午前7時30分から午後6時30分まで

休日保育料：1日3,000円

*利用するお子様が利用日時時点で教育・保育給付認定（2号又は3号認定）を受け、保育施設（認可外保育施設・企業主導型保育施設を除く）に在籍し、認定を受けた事由と休日保育を利用する事由が一致する場合は保育料が無料となります。

3. 年末保育

年末に保護者が就労等により保育を必要とする場合に、お子様をお預かりする制度です。

- 利 用 日：12月29日から12月31日まで
- 対象子ども：市内在住で、満1歳から就学前のお子様
- 保 育 時 間：午前7時30分から午後6時30分まで
- 定 員：各園20名
- 年末保育料：1日3,000円

4. 緊急保育

保護者が傷病・看護・介護・災害等で1週間以上(最大4週間)、家庭での保育が困難になった場合に、お子様をお預かりする制度です。

- 利 用 日：1月4日から12月28日までの間の月曜日から金曜日まで（祝日は除く。）
- 対象子ども：市内在住、未就園児で、満1歳から就学前のお子様
- 保 育 時 間：午前7時30分から午後6時30分まで
- 定 員：各園1名程度
- 緊急保育料：1週間10,000円
 - * 1週間は土、日曜日及び祝日を除く5日間とし、最短1週間から最長4週間まで利用可能
 - * 理由に応じて土曜日も利用可
 - * 土曜日を利用する場合、別途1日2,000円
- ※民間保育園は、施設により保育料が異なるため、各施設にお問い合わせください。

5. 定期利用保育

保護者が就労等により継続的に保育を必要とする場合、決まった曜日及び時間にお子様をお預かりする制度です。

- 利 用 日：募集の際に提示する期間の月曜日から金曜日まで（土日・祝日は除く。）
- 対 象 子 ども：市内在住、未就園児で、満1歳から就学前のお子様
- 保 育 時 間：午前8時30分から午後5時までの間で、1日4時間以上8.5時間以内
かつ週12時間以上40時間以内
- 定期利用保育料：下表のとおり ※民間保育園については、各施設へお問い合わせください。

【公立保育園の場合】

週利用時間	保育料(月額)
週36時間以上40時間以内	41,800円
週32時間以上36時間未満	37,400円
週28時間以上32時間未満	33,000円
週24時間以上28時間未満	28,600円
週20時間以上24時間未満	24,200円
週16時間以上20時間未満	19,800円
週12時間以上16時間未満	15,400円

最新情報や詳細については、下記QRコード先参照



1～5の制度に関する問い合わせ・申込	
子どもの教育・保育推進課 公立保育所運営担当	TEL：042-620-7447

6. ファミリー・サポート・センター

子育ての手助けをして欲しい方（依頼会員）とお手伝いができる方（提供会員）が会員登録し、子育てを地域の中で相互に助け合う活動です。提供会員は有償ボランティアとして育児を応援しています。保育園・幼稚園・学童保育所等の開始前、終了後の送迎や預かり、習い事への送迎、外出の際の一時的な預かり等を行っています。利用の際には、提供会員とアドバイザー同席での事前打ち合わせ（無料）と慣らし保育（有料）が必要です。

最新情報や詳細については、下記QRコード先参照



利用資格：市内在住で小学校6年生以下のお子様と同居の保護者

対象年齢：0歳から小学校6年生以下のお子様

謝 礼：1時間あたり700円～900円 他、実費負担あり

*会員になるためには、説明会への参加が必要です。（毎月開催）

問い合わせ・申込

八王子ファミリー・サポート・センター

TEL：042-648-2157

7. 病児・病後児保育

生後57日目から小学校3年生までのお子様が病気にかかり、集団生活が困難で、保護者がお休みできない場合等に一時的にお子様をお預かりすることで、子育てを支援する事業です。

なお、ご利用いただくためには、事前登録が必要です。

実施施設名	所在地	電話	登録先自治体
ほりのうちキッズガーデン	八王子市別所 2-2-1-102	042-670-2016	八王子市
みなみ野こどもクリニックむ〜みんルーム	八王子市西片倉 3-1-4 第2みなみ野クリニックセンター3階	090-5801-5151	
病児保育室「はる」	八王子市散田町 3-8-10 1階	042-663-0111	
からまつキッズウイングルーム	八王子市川口町 1543	042-654-8157	
はやしクリニック キッズ・ケアルーム	町田市忠生 2-29-20	042-793-3722	町田市
病児保育室 おおきな樹	町田市原町田 6-22-15	042-794-7954	
南町田病児保育室じんべえ	町田市鶴間 3-2-3	042-796-2200	
相模原市協同病院病児保育室「みどりっこ」	神奈川県相模原市緑区橋本台 4-3-1	042-713-3745	相模原市
北里キッズケアルーム「ひまわり」	神奈川県相模原市南区北里 1-15-1 北里大学病院東館地下1階	042-778-7815	
ぼかぼか保育園 コーブ高倉	八王子市高倉町 49-3 コーブみらい高倉テナント棟 1階	042-649-5339	※
認定こども園 ぼかぼか保育園 大和田分園	八王子市大和田町 5-11-8	050-3822-2658	

※八王子市・町田市・相模原市の3市で病児保育広域連携を行っており、上記の病児保育施設を利用することができます。利用するには各市の利用登録が必要です。詳しくは各市ホームページをご確認ください。

※ぼかぼか保育園コーブ高倉・認定こども園 ぼかぼか保育園 大和田分園は、事業者が独自事業として実施している病児保育施設です。利用方法については、園ホームページをご確認いただくか、施設に直接お問い合わせください。

最新情報や詳細については、下記QRコード先参照



問い合わせ・申込

保育幼稚園課給付担当

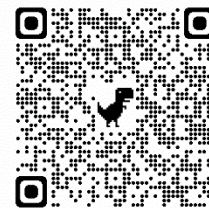
TEL：042-620-7248

8. ショートステイ・トワイライトステイ

最新情報や詳細については、
下記 QR コード先参照

(1) ショートステイ (宿泊型一時保育)

保護者が様々な理由で、一時的にお子様の養育が困難なとき、お子様を預かる制度です。お預かりする期間中、食事・入浴等のお世話をします。(お預かりする場所は、「施設」又は「養育協力家庭」のどちらかになります。)



(2) トワイライトステイ (夜間一時保育)

保護者が就労等のため、帰宅が夜間にわたる等の理由で、お子様の養育が困難なとき、午後 5 時から午後 10 時までの間、施設でお子様を預かる制度です。

【利用要件】(ショートステイ・トワイライトステイ共通)

以下の要件に該当する方が、ご利用になれます。

1. 八王子市に住民票があること
2. 集団生活の可能なお子様であること
3. 保護者の方が、出産・疾病・家族の看護・冠婚葬祭・公的行事等への参加、育児疲れ等で、一時的にお子様の養育が困難で、ほかに養育者がいない場合

【利用期間】

ショートステイ：1 か月につき 1 人 7 日以内

トワイライトステイ：1 か月につき 1 人 7 回まで

ショートステイ利用可能施設

施設名	所在地	対象年齢
	電話	
こどものうち八栄寮 (やさかりょう)	八王子市館町 2232-1	満 2 歳～12 歳 (小学校 6 年生まで)
	042-664-2400	
ショートステイ・ベビーCoCo	町田市小山町 3191-3	0 歳 3 か月 (体重 4,500 グラム以上) ～2 歳
	042-703-8868	
市内の養育協力家庭	子ども家庭支援センターに問い合わせください。	満 1 歳～12 歳 (小学校 6 年生まで)

トワイライトステイ利用可能施設

施設名	所在地	電話	対象年齢
リフレここのえ		042-620-3535	満 2 歳～12 歳 (小学校 6 年生まで)

* こどものうち八栄寮とリフレここのえでは、施設と学校・保育園の間の送迎を行っています。片道 1 名につき 400 円が別途かかります。

* 初めての方は、子ども家庭支援センターへ事前登録をしてください。2 回目以降、施設をご希望の方は、直接施設へ連絡してください。

* 療育手帳(愛の手帳)をお持ちのお子様はご利用できません。障害者福祉課 (042-620-7367) にご相談ください。

* 感染症の感染拡大等、社会状況により利用に制限がかかることがあります。

問い合わせ・申込 | 子ども家庭支援センター | TEL : 042-656-8225

保育施設一覧

	園名	所在地	電話	受入年齢	開所時間	保育短時間	延長保育時間
本庁	光明第一保育園	八木町8-11	623-3386	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	ピノキオ幼児舎西八王子保育園	千人町2-18-7 西八TKビル2F	668-7381	産休明け	7:00-18:00	8:00-16:00	18:00-19:30
	市立千人保育園	千人町3-5-17	661-3360 070-1270-1885	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	多摩文化保育園	千人町4-1-6	661-6045	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	白百合ベビーホーム	元本郷町2-6-20	622-2196	産休明け ～2歳	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	市立多賀保育園	元本郷町3-8-16	622-2054	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	白百合第二ベビーホーム	平岡町20-3	626-7537	産休明け ～2歳	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	市立静教保育園	元横山町3-19-13	622-2093	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	つくし保育園	明神町1-22-20	643-5294	産休明け ～2歳	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	愛光大和田保育園ステーション	明神町4-5-3 橋捷ビル1F	631-1358	1歳	7:30-18:30	8:00-16:00	未実施
	船森保育園	明神町4-9-1	644-9044	2歳	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	藤井保育園	子安町2-23-25	642-5794	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	市立子安保育園	子安町4-31-1	622-3343 070-1270-1875	1歳～2歳 ※	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	市立子安保育園いずみの森分園	子安町2-18-1	642-7677 070-1270-1884	3歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	まや保育園	寺町1	625-6224	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	よろず保育園	万町3-1	626-3138	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	桑都保育園	小門町7-18	626-2114	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00	未実施
	わらべふじ森保育園	台町1-25-5	621-1151	産休明け	7:00-18:00	9:00-17:00	18:00-20:00
	八王子ふたば保育園	台町4-4-14	622-3403	1歳	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	甲ノ原保育園	中野町2517-2	623-1509	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30 9:00-17:00	18:00-19:00
市立津久田保育園	中野山王3-22-3	622-7390 070-1270-1935	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00	
市立中野保育園	中野上町1-22-11	622-3454	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00	
フェロー第二保育園	中野上町1-15-8	655-6331	産休明け ～2歳	7:15-18:15	8:30-16:30	未実施	

延長保育可能年齢	延長保育料	開所時間内保育料	定員	備考
満1歳～	月額3,200円	1回15分250円	350	
制限なし	月額制 3,000～6,000円	60分500円	46	
制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	64	
満1歳～	月額3,200円 1回30分350円	月額30分700円 1回10分100円	111	
制限なし	月額1,600円 1回10分50円 チケット制	月額1,600円 1回10分50円 チケット制	45	
制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	80	
制限なし	月額1,600円 1回10分50円 チケット制	月額1,600円 1回10分50円 チケット制	30	
制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	65	
制限なし	※1	※2	30	※1【月額30分】0歳4,000円/1歳3,000円/2歳2,500円 【月額60分】0歳6,000円/1歳5,000円/2歳4,000円 【1回15分】0歳300円/1歳250円/2歳200円 ※2【1回15分】0歳300円/1歳250円/2歳200円
未実施	未実施	1回30分500円	25	
制限なし	月額上限6,000円 1回10分100円	1回10分100円	120	
満1歳～	※1	※2	66	※1【月額30分】3歳クラス未満3,000円/3歳クラス以上2,500円 【月額60分】3歳クラス未満4,000円/3歳クラス以上3,500円 【日額1回15分】3歳クラス未満150円/3歳クラス以上100円 ※2【1回15分】3歳クラス未満150円/3歳クラス以上100円
制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	40	※2歳クラス修了後は、子安保育園いずみの森分園に進級します。
制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	60	
満1歳～	1回15分150円	1回15分150円	110	
制限なし	※1	※2	102	※1【月額30分】0歳クラス4,000円/1歳クラス3,000円/2歳クラス以上2,500円 【月額60分】0歳クラス6,000円/1歳クラス5,000円/2歳クラス以上4,000円 【1回15分】0歳クラス300円/1歳クラス250円/2歳クラス以上200円 ※2【1回15分】0歳クラス300円/1歳クラス250円/2歳クラス以上200円
未実施	未実施	1回15分200円	109	
満1歳～	※1	※2	100	※1【月額60分】4,200円(補食代含む)【月額120分】8,400円(夕食代含む) 【随時利用】15分200円(60分利用時は補食代100円/120分利用時は 夕食代200円別途あり。) ※2【月額60分】3,200円【随時利用】15分200円
制限なし	※	1回30分300円	60	※【月額】3歳クラス未満4,000円/3歳クラス以上3,000円 【1回30分】300円【1回60分】500円
離乳食完了後の満1歳～	※	1回15分100円	225	※【月額】5,000円【1回15分】100円(保育短時間の方は18:00以降 月額5,000円のみ利用となります。)
満1歳～	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	72	
制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	85	
未実施	未実施	1回10分100円	35	

提出書類
確認表
記入例
利用できる
までの流れ
保育施設の利用調整
入園決定
利用者負担額
認可保育施設
幼児教育・保育無償化
直接契約
その他の
保育施設

保育施設一覧

	園名	所在地	電話	受入年齢	開所時間	保育短時間	延長保育時間
本 庁	南原台保育園	大和田町1-3-14	646-7843	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	未実施
	敬愛ハーモニー保育園	大和田町2-20-2	646-5060	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	愛光大和田保育園	大和田町5-9-4	645-8828	3歳	7:30-18:30	8:00-16:00	未実施
	愛光大和田保育園ちいさなおうち	大和田町5-3-20	649-3266	6か月 ～2歳※	7:30-18:30	8:00-16:00	未実施
	愛光大和田保育園アネックス	大和田町5-11-18	660-0358	1歳	7:30-18:30	8:00-16:00	未実施
	省我保育園	大和田町7-6-17	646-7835	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00	※1
	市立富士見台保育園	富士見町21-1	643-0353 070-1270-1931	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	共励こども園【認】	明神町1-9-20	642-5552	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-18:30
	Gakkenこどもえん 八王子北館【認】	旭町1-1 セレオ八王子北館5階	626-6183	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-20:00
	認定こども園 ぼかぼか保育園 大和田園【認】	大和田町1-11-22	050-3822-2658	2歳	7:30-18:30	8:30-16:30	7:00-7:30 18:30-19:00
	認定こども園 ぼかぼか保育園 大和田分園【認】	大和田町5-11-8	050-3822-2658	産休明け ～1歳	7:30-18:30	8:30-16:30	7:00-7:30 18:30-19:00
	ベビールームアンジュ (阿部 さおり)【家】	本町22-9	697-3803	産休明け ～2歳	8:30-17:00 (土曜日休み)	開所時間の うち8時間	未実施(緊急の 場合を除く。)
	ほっぺるランド西八王子【小】	千人町1-1-11 Jロードハイム1階	666-0360	産休明け ～2歳	7:00-18:00	9:00-17:00	18:01-20:00
	わくわくランド【小】	千人町3-1-8	629-9604	産休明け ～2歳	8:00-17:00 (土曜日休み)	開所時間の うち8時間	未実施(緊急の 場合を除く。)
	市立市役所内保育園【小】	元本郷町3-24-1	620-8816	産休明け ～2歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	こぼと保育園【小】	中野上町1-32-19 ルミエールI-101	624-1730	産休明け ～2歳	7:30-18:30	8:30-16:30	未実施(緊急の 場合を除く。)
	キッズスペースドリーム大和田 【小】	大和田町4-21-6	649-5335	産休明け ～2歳	7:00-18:00	8:30-16:30	未実施(緊急の 場合を除く。)
	キッズルームあおい【事】	子安町3-23-14	642-1188	産休明け ～2歳	7:00-18:00	8:00-16:00	18:00-19:00
	おひさま保育園【事】	南町4-1	649-6880	6か月 ～2歳	7:30-18:30 (土曜日休み)	8:30-16:30	未実施
	なかの幼稚園内保育所さくら【事】	中野上町5-39-15	686-0391	1歳～2歳	8:00-17:00 (土曜日休み)	8:30-16:30	未実施
浅 川	敬愛たかお保育園	東浅川町550-32	667-1077	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	保育園コスモ・アレー	東浅川町709-1 新都市はざま1階	664-6677	産休明け ～2歳	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:00
	浅川保育園	東浅川町968	661-0516	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-18:30
	みころん保育園	初沢町1303 オルタシア1・2階	668-0006	産休明け ～2歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	みころん保育園分園	初沢町1348 エクセル コート谷合2F	673-5882	産休明け ～2歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	市立高尾保育園	高尾町1737	661-2431 070-1270-1895	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	幼保連携型認定こども園 高尾幼稚園【認】	東浅川町515-5	664-5755	6か月	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:00
	みころも幼稚園【認】	初沢町1310	661-8181	3歳	7:30-18:30	※1	18:30-19:00

延長保育可能年齢	延長保育料	開所時間内保育料	定員	備考
未実施	未実施	1回60分300円	100	
満1歳～	月額制なし 1回30分300円	1回30分200円	70	
未実施	未実施	1回30分500円	57	※2歳クラスまでは、道路を挟んで向かいにある愛光大和田保育園ちいさなおうちで保育を行います。
未実施	未実施	1回30分500円	44	※2歳クラス修了後は、道路を挟んで向かいにある愛光大和田保育園の3歳クラスに進級します。
未実施	未実施	1回30分500円	44	
満1歳～	※2	1回15分150円	100	※1（朝）7：00-7：29／（夕）18：31-19：00 ※2【月額（前延長30分・後延長30分）】各2,500円 【1回15分】150円
制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	41	
3歳クラス～	※	認定内容による	278	※【月額】6,000円 【1回10分】500円 ◎減免制度あり
制限なし	1回30分500円	1回30分500円	52	
制限なし	月額3,500円 1回10分100円	月額3,500円 1回10分100円	76	◎令和6年4月から開所予定です。 ◎入園のしおり発行時点の情報です。詳細は施設へ問い合わせください。
制限なし	月額3,500円 1回10分100円	月額3,500円 1回10分100円	16	◎令和6年4月から開所予定です。 ◎入園のしおり発行時点の情報です。詳細は施設へ問い合わせください。 ※1歳クラス修了後は、ばかばか保育園大和田園に進級します。
制限なし	1回15分250円	1回15分250円	4	
1歳クラス～	※	60分1,000円	19	※【月額】60分1,500円／120分2,500円 【1回1時間】1,000円
未実施	未実施	1回15分250円	12	
満1歳～	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	16	
未実施	未実施	1回15分250円	19	
未実施	未実施	月額30分3,000円 1回30分400円	18	
制限なし	※1	※2	18 (地域枠9)	※1【月額】30分4,000円／60分8,000円 ※2【1回30分】500円
未実施	未実施	1回30分500円	30 (地域枠16)	
未実施	未実施	未実施	5 (地域枠3)	
制限なし	※	1回30分200円	99	※【月額】6,000円 【1回30分】0歳600円／1歳以上300円
離乳食完了後の満1歳～	月額3,000円 1回30分400円	月額30分3,000円 1回30分400円	30	
離乳食完了後の満1歳～	月額2,500円 1回15分250円	月額2,500円 1回15分250円	136	
満1歳～	1回10分200円	月額30分1,000円 1回10分100円	50	
満1歳～	1回10分200円	月額30分1,000円 1回10分100円	20	
制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	39	
制限なし	15分100円	15分100円	150	※土曜日開所日も同様の時間で実施しています。
制限なし	1回10分200円	※2	129	※1①8：00-16：00 ②8：30-16：30 ③9：00-17：00 ※2【月額30分】500円【1回30分】～17：00まで100円/17：00以降200円

提出書類
確認表
記入例
利用施設等
申込み・流れ
入園決定
利用者負担額
認可保育施設
幼児教育・保育無償化
直接契約
その他の
保育施設

保育施設一覧

	園名	所在地	電話	受入年齢	開所時間	保育短時間	延長保育時間
横山	山田保育園	散田町2-46-11	663-2238	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-20:00
	敬愛シンフォニー保育園	散田町4-7-11	669-5501	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	たんぼぼ保育園	散田町5-17-20	664-1861	産休明け	7:15-18:15	8:45-16:45	18:16-19:15
	敬愛クレヨン保育園	散田町5-8-20	669-0161	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	光明第五保育園	山田町1688-2	664-0854	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:00
	めじろ保育園	山田町1888-6	664-2594	6か月	7:15-18:15	8:45-16:45	18:15-18:45
	長房みなみ保育園	長房町355-4	673-5564	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	市立長房西保育園	長房町588 都営西8号棟	664-2583	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	市立長房中央保育園	長房町588 都営西29号棟	662-2060 070-1270-1973	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	よこかわキッズステーション【認】	散田町3-1-16-101	665-0888	1歳～2歳 ※	7:30-18:30 (土曜日休み)	9:00-17:00 (土曜日休み)	未実施
	(仮称) 幼保連携型認定こども園敬愛【認】	散田町5-3-1	663-4017	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	保育室ももの木(大木 瞳)【家】	散田町1-2-3	629-9318	産休明け ～2歳	8:00-17:00 (土曜日休み)	開所時間の うち8時間	開所時間内で 延長可
	セント・ベル幼稚園附属 サニー・ベル【事】	並木町36-19	673-2718	6か月 ～2歳	7:30-18:30 (土曜日休み)	8:30-16:30 (土曜日休み)	開所時間内で 延長可
館	白百合欄田保育園	欄田町529-5	666-7535	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	館ヶ丘保育園	館町1097	664-1073	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	八王子ひまわり保育園	館町1629	661-3046	産休明け	7:00-18:00	9:00-17:00	18:00-19:00
	白百合寺田保育園	寺田町432-126	664-5992	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	幼保連携型認定こども園 まごころ保育園【認】	館町1097-96	664-8100	産休明け	7:15-18:15	8:30-16:30	7:00-7:15 18:15-18:30
	丘の上保育室(真柄 まゆみ) 【家】	大船町156-38	666-2631	産休明け ～2歳	8:30-16:30 (土曜日休み)		未実施(緊急の 場合を除く。)
由井	星の子保育園	片倉町704-14	632-2525	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	打越保育園分園	片倉町717-4 サンライズ1F	638-0321	産休明け ～2歳 ※1	7:00-18:00	8:15-16:15	未実施
	八王子西片倉雲母保育園	西片倉3-21-5	632-2230	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-20:00
	市立みなみ野保育園	みなみ野6-1-1	637-8828 070-1270-2025	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:30
	みなみ野敬愛保育園	七国3-53-1	637-5265	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	由井さゆり学園【認】	片倉町2436	635-0172	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:30
	さゆりの丘学園【認】	宇津貫町945	638-0300	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:30

延長保育可能年齢	延長保育料	開所時間内保育料	定員	備考
満1歳を過ぎた翌月～	※	1回10分500円	116	※【月額】15分 満1～2歳1,750円、3歳～1,500円／ 60分 満1～2歳7,000円、3歳～6,000円／ 120分 満1～2歳10,000円、3歳～9,000円 【1回10分】500円
満1歳～	1回30分300円	コアタイム 1回30分200円	100	
満1歳～	月額3,000円 1回60分1,000円	※	71	※【1回90分】500円 7:15-8:45/16:45-18:15 (1回とする。)
満1歳～	月額制なし 1回30分300円	1回30分200円	80	
満1歳～	月額1,600円 1回15分250円※1	1回15分250円※2	100	※1 18:30から15分ごとに250円 (19:00から15分まで1,000円) ※2 7:30-8:30まで15分ごとに250円 (19:00から15分まで1,000円)
満1歳～	※1	1回15分200円	100	※1【月額】15分2,000円/30分4,000円 【1回】15分200円/30分500円 ※数年以内に園舎建て替え予定です。
1歳クラス～	月額2,500円 18:30～19:00 15分200円 19:00以降 5分600円	1回15分200円	80	
離乳食完了後の満1歳～	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	100	
満1歳～	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	49	
未実施	未実施	1回30分200円	24	※2歳クラス修了後は、横川幼稚園(認定こども園)の2号3歳クラスに進級します。
満1歳～	月額6,000円 1回30分300円	1回30分200円	110	◎令和6年4月から認定こども園へ移行予定です。 ◎入園のしおり発行時点の情報です。詳細は施設へ問い合わせください。
制限なし	未実施	1回15分250円	5	
制限なし	未実施	1回30分500円	9 (地域枠5)	
制限なし	月額1,600円 1回10分50円	月額1,600円 1回10分50円	100	
満1歳～	※	1回10分100円	77	※【月額】2歳クラス未満 30分2,000円、60分4,000円 2歳クラス以上 30分1,750円、60分3,500円 【1回10分】100円
満1歳～	※	1回15分150円	110	※【月額】30分2,500円/60分5,000円 【1回15分】250円(臨時利用)
制限なし	月額1,600円 1回10分50円	月額1,600円 1回10分50円	120	
満1歳～	1回15分200円 月額制あり	※	100	※恒常的に利用するものについては徴収することもあります。(市区町村の規定により免除されるものを除く。)
制限なし	緊急の場合のみ 1回15分250円	1回15分250円	5	
1歳クラス～	月額制なし 1回30分500円	月額制なし 1回30分500円	84	
未実施	未実施	1回30分300円	13	※1、2歳クラス修了後は、打越保育園の3歳クラスに進級します。
制限なし	月額0歳5,200円 1・2歳4,000円 3-5歳3,500円	60分940円 15分単位で利用可	60	※駐車場の用意がないため、車での送迎不可です。
満1歳～	月額3,200円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	87	
満1歳～	月額6,000円 1回30分300円	1回30分200円	130	
満1歳～	2号:1回30分200円 3号:1回30分300円	1回30分300円	115	
満1歳～	2号:1回30分200円 3号:1回30分300円	1回30分300円	135	

提出書類
確認表
記入例
利用できる
までの流れ
入園決定
利用者負担額
認可保育施設
幼児教育・
無償化
直接契約
その他の
保育施設
一覧

保育施設一覧

	園名	所在地	電話	受入年齢	開所時間	保育短時間	延長保育時間
由井	みなみ野さゆり学園【認】	七国5-14-1	635-2388	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:30
	ピヨピヨ保育室ひよっこ (渡邊 万裕子)【家】	片倉町937-103	697-2680	産休明け ～2歳	8:30-16:30 (土曜日休み)	開所時間の うち8時間	未実施(緊急の 場合を除く。)
	スマイルベビールーム (赤崎 裕子)【家】	みなみ野4-16-13	635-7739	産休明け ～2歳	8:00-16:30 (土曜日休み)	開所時間の うち8時間	未実施(緊急の 場合を除く。)
	森のゆりかご【小】	七国3-50-2	632-8187	1歳～2歳	8:30-16:30 (土曜日休み)		未実施
	クラージュ保育園【事】	七国4-13-1	683-0955	産休明け ～2歳	7:00-18:00	9:00-17:00	18:00-20:00
北野	敬愛きたの保育園	北野町545-3 きたのタウンビル3階	646-1631	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	市立北野保育園	北野町570-12	644-3725 070-1270-1980	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	北野ひなた保育園	打越町2003-4 エントピア北野1・2階	632-8816	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:30
	打越保育園	長沼町793	635-2415	産休明け	7:00-18:00	8:15-16:15	18:00-19:00
	長沼幼稚園【認】	長沼町960-11	637-2526	3歳	7:30-18:30 (土曜日休み)	8:00-16:00 (土曜日休み)	開所時間内で 延長可
	にじいろハウス(安齊 智美) 【家】	長沼町738-22	070-9030-8149	産休明け ～2歳	8:30-17:00 (土曜日休み)	開所時間の うち8時間	未実施(緊急の 場合を除く。)
	テクノすくすく保育園【事】	打越町2002-7	632-1818	1歳～2歳	7:30-18:30 (土曜日休み)	8:00-16:00 (土曜日休み)	未実施
石川	敬愛高倉保育園	高倉町46-1	645-6057	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	ひなた保育園	石川町1094-2	656-8816	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:30
	市立石川保育園	石川町2966-8	642-2853	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	多摩小ばと保育園	石川町3279	642-9300	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:31-19:30
	わらべ保育園	宇津木町832	691-3775	産休明け	7:00-18:00	9:00-17:00	18:00-19:00
	わらべうつき台保育園	久保山町1-21	691-3733	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
元八王子	さつき保育園	大楽寺町347-1	625-1551	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:00
	フェロー保育園	大楽寺町508-1	626-6801	産休明け ～2歳	7:15-18:15	8:30-16:30	未実施
	諏訪保育園	諏訪町5	651-4555	2歳	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:00
	諏訪保育園のぞみ乳児園	上巻分方町422-1	652-9400	産休明け ～1歳※	7:30-18:30	8:30-16:30	未実施
	松枝保育園	諏訪町1922-1	651-3170	産休明け	7:15-18:15	8:30-16:30	18:15-18:45
	八王子隣保館保育園	叶谷町1133	622-8130	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:30
	横川保育園	横川町108	623-6081	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:00
	市立元八王子保育園	式分方町739	625-8005 070-1270-2062	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	城山保育園	元八王子町2-2025-2	664-1262	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:00
	横川幼稚園【認】	横川町209	622-3100	1歳	7:30-18:30 (土曜日休み)	9:00-17:00	未実施

延長保育可能年齢	延長保育料	開所時間内保育料	定員	備考
満1歳～	2号:1回30分200円 3号:1回30分300円	1回30分300円	95	
制限なし	緊急の場合のみ 1回15分250円	1回15分250円	5	
制限なし	1回15分250円	1回15分250円	5	
未実施	未実施	未実施	12	
制限なし	1回15分250円	1回15分250円	19 (地域枠15)	
制限なし	※1	※2	80	※1【1回30分】0歳600円/1歳以上300円 (月額制なし) ※2【1回30分】200円
制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	71	
満1歳～	月額3,200円 1回15分200円	※	115	※【月額】7:30-8:30 3,200円/16:30-18:30 6,400円 【1回15分】200円
満1歳～	月額30分1,600円 60分3,200円 1回30分300円	1回30分300円	140	
3歳クラス～	未実施	※	30	※朝利用時30分(～8:00)200円/夜利用時60分(～17:00)150円/ 90分(～17:30)300円/120分(～18:00)500円/150分(～18:30)700円
制限なし	1回15分250円	1回15分250円	3	
未実施	未実施	未実施	5 (地域枠3)	
満1歳～	月額6,000円 1回30分300円	1回30分200円	102	
満1歳～	月額3,200円 1回15分200円	※	125	※【月額】7:30-8:30 3,200円/16:30-18:30 6,400円 【1回15分】200円
制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	85	
離乳食完了後の満1歳～	月額3,500円 1回15分200円	1回15分200円	123	
満1歳～	※	1回15分200円	131	※【月額】5,200円 【1回15分】200円 (プラス補食代100円)
離乳食完了後の満1歳～	※	1回15分200円	128	※【月額60分】3,200円 【1回15分】200円 (プラス補食代100円) アレルギー食対応なし
満1歳～	月額制なし 1回15分300円	1回15分300円	102	
未実施	未実施	1回10分100円	42	
制限なし	月額3,500円 1回15分200円	月額30分700円 1回15分200円	214	
未実施	未実施	月額30分700円 1回15分200円	41	※1歳クラス修了後は、諏訪保育園の2歳クラスに進級します。
1歳クラス～	※	1回15分200円	98	※【1回15分】200円 月の支払い上限額あり (乳児3,500円/幼児2,500円)
満1歳～	月額3,500円 1回15分150円	月額30分700円 1回10分100円	80	
満1歳～	1回15分200円	1回15分200円	92	
制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	43	
満1歳～	月額制なし 1回15分200円	1回15分200円	110	
未実施	未実施	1回30分200円	111	◎2～5歳児も定員枠があれば、受け入れ可能です。

提出書類
確認表
記入例
利用できる
までの流れ
入園決定
利用者負担額
認可保育施設
幼児教育・
無償化
直接契約
その他の
保育施設
一覧

保育施設一覧

	園名	所在地	電話	受入年齢	開所時間	保育短時間	延長保育時間
元八王子	光明第四こども園【認】	横川町603	625-4118	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	元八王子幼稚園【認】	元八王子町2-1012-3	661-7746	2歳	7:30-18:30	9:00-17:00	未実施
	ちいさいおうち保育室 (峰岸 百合)【家】	諏訪町156	652-5282	産休明け ～2歳	8:30-17:00 (土曜日休み)	開所時間の うち8時間	開所時間内で 延長可
	mignon bébé ミニヨンベベ (佐藤 豊子)【家】	横川町108-171	634-8008	産休明け ～2歳	8:30-17:00 (土曜日休み)	開所時間の うち8時間	未実施(緊急の 場合を除く。)
	ナーサリーくわのみ【小】	諏訪町212-6	651-9073	1歳～2歳	8:00-17:00 (土曜日休み)	8:30-16:30	未実施
恩方	元木保育園	下恩方町595	651-3711	3か月	7:15-18:15	8:30-16:30	未実施
	市立恩方保育園	下恩方町1314	651-3851 070-1270-1906	1歳	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	ベテル保育園	西寺方町716-2	651-1977	産休明け	7:15-18:15	8:45-16:45	未実施
川口	からまつ保育園	川口町1543	654-3377	産休明け	7:00-18:00	9:00-17:00	18:00-19:00
	美山保育園	美山町1791-3	651-2721	3か月	7:15-18:15	9:00-17:00	未実施
	共励第二こども園【認】	川口町2631	654-4005	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-18:30
	光明第三こども園【認】	榎原町971	624-3051	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:00
	笠原保育室(笠原 雅美)【家】	川口町3715-14	654-6535	産休明け ～2歳	8:00-17:00 (土曜日休み)	開所時間の うち8時間	開所時間内で 延長可
	オーシャンキッズルーム (吉野 小百合)【家】	犬目町221-4	624-8326	産休明け ～2歳	8:15-17:00 (土曜日休み)	開所時間の うち8時間	相談に応じる
加住	光明第七こども園【認】	宮下町354	691-1847	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	創価大学つばさ保育所【事】	丹木町1-236	696-3553	産休明け ～2歳	8:00-19:00	8:30-16:30	19:00-19:30
由木	由木保育園	下柚木15-1	676-8409	産休明け	7:00-18:00	9:00-17:00	18:00-19:00
	なみのり第二保育園	下柚木3-5	679-1515	産休明け	7:00-18:00	8:45-16:45	18:00-19:00
	敬愛フレンド保育園	上柚木3-7	678-2921	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	わらべ里山保育園	堀之内1200	679-1151	産休明け	7:15-18:15	9:00-17:00	18:15-20:15
	駅前なかよし保育園第2	堀之内3-30-7	674-1154	3歳	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	光明第八こども園【認】	上柚木3-13-2	675-4811	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:00
	なみのりこども園【認】	中山858	676-0603	産休明け	7:00-18:00	8:45-16:45	18:00-19:00
	由木めぐみ野保育室 (永坂 博子)【家】	下柚木1400-47	675-0093	産休明け ～2歳	8:30-16:30 (土曜日休み)		応相談

延長保育可能年齢	延長保育料	開所時間内保育料	定員	備考
満1歳～	月額3,200円	1回15分250円	139	
未実施	未実施	1回30分100円	70	
制限なし	未実施	1回15分250円	4	
制限なし	1回15分250円	1回15分50円	3	
未実施	未実施	未実施	12	
未実施	未実施	1回10分100円	60	
制限なし	月額2,500円 1回10分100円	月額30分700円 1回10分100円	46	
未実施	未実施	月額制なし 1回15分200円	80	
1歳クラス～	月額3,200円 1回300円	1回60分300円	130	
未実施	未実施	1回15分300円	70	
3歳クラス～	※	1回15分100円	170	※【月額】6,000円 【1回10分】500円 ◎減免制度あり
満1歳～	月額1,600円	1回15分250円	130	
制限なし	1回15分250円	1回15分250円	5	
制限なし	10分100円 17:15から 15分300円	1回10分100円	5	
満1歳～	月額3,200円	1回15分250円	84	
制限なし	1回30分300円	1回30分200円	10 (地域枠3)	
1歳クラス～	月額3,500円 1回15分200円	1回15分200円	135	
満1歳～	月額3,500円 1回15分250円	1回15分250円	110	
満1歳～	月額6,000円 1回30分300円	1回30分200円	130	
満1歳～	※1	※2	102	※1【月額】60分4,200円(補食代含む)／120分8,400円(夕食代含む) 【1回15分】250円(60分利用時:補食代100円／120分利用時:夕食代300円別途あり) ※2【月額】朝利用時105分7,350円／夜利用時75分5,250円／ 135分9,450円(補食代含む)／195分13,650円(夕食代含む) 【1回15分】250円(夜利用時補食代・夕食代別途あり)
制限なし	月額6,000円 1回15分250円	1回15分250円	120	
満1歳～	月額1,600円 1回15分250円	1回15分250円	122	
満1歳～	月額3,500円 1回15分250円	1回15分250円	90	◎令和6年4月から認定こども園へ移行予定です。 ◎入園のしおり発行時点の情報です。詳細は施設へ問い合わせください。
制限なし	未実施	1回15分250円	5	

提出書類
確認表

記入例

利用
施設
等
できる申込み
の流れ
入園保育
施設
の
調整入園
決定
入園
保留利用者
負担
額認可
保育
施設
について幼児
教育
・
保育
無償
化施設
の
申込
直接
契約その
他の
保育
制度保育
施設
一
覧

保育施設一覧

	園名	所在地	電話	受入年齢	開所時間	保育短時間	延長保育時間
由木東	大塚保育園	鹿島15	676-2526	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:00
	大塚保育園分園 (大塚子どもふれあい館)	大塚620-7	670-7801	産休明け ~2歳※	7:30-18:30	8:30-16:30	未実施
	めぐみ第一保育園	松が谷14	676-4603	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
南大沢	若葉の丘保育園	鏈水2-77	682-3412	産休明け	7:00-18:00	8:45-16:45	18:00-19:00
	めぐみ第二保育園	鏈水2-79	670-8817	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	由木あすなろ保育園	南大沢3-6-1	675-1561	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	南大沢保育園	南大沢4-11	675-6228	産休明け	7:00-18:00	9:00-17:00	18:00-19:00
	京王キッズプラッツ南大沢	南大沢2-27 フレスコ南大沢内	676-3388	産休明け ~2歳	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	まつの木保育園	松木6-2	670-8400	産休明け	7:30-18:30	8:30-16:30	18:30-19:30
	駅前なかよし保育園第1	別所1-9-3	670-1154	産休明け ~2歳※	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	このみ保育園	別所1-33-1	676-2159	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	堀之内プチ・クレイシュ	別所2-2-1 2階	675-1441	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-20:00
	やまと第一保育園	別所2-32	677-5585	産休明け	7:30-18:30	9:00-17:00	18:30-19:00
	幼保連携型認定こども園せいび 【認】	南大沢5-12	675-1551	産休明け	7:00-18:00	8:30-16:30	18:00-19:00
	せいびの森こども園【認】	別所1-73	670-7167	産休明け	7:00-18:00	9:00-17:00	18:00-19:00
	おひさまルーム(清水 洋子) 【家】	鏈水2-68-10	675-5052	産休明け ~2歳	8:30-16:30 (土曜日休み)		未実施(緊急の場合を除く。)
	真理学園幼稚園小規模保育所【小】	別所2-24	675-7865	1歳~2歳	8:00-19:00 (土曜日休み)	8:40-16:40	開所時間内で 延長可

産休明け…入園を希望する月の初日に生後56日を経過している児童のこと

延長保育料…開所時間外に延長保育を利用する場合の料金

開所時間内の延長保育料…保育短時間認定の児童が開所時間内に延長保育を利用する場合の料金

《施設区分》

記載なし・・・保育園

【家】・・・家庭的保育

【認】・・・認定こども園

【小】・・・小規模保育

【事】・・・事業所内保育

延長保育可能年齢	延長保育料	開所時間内保育料	定員	備考
満1歳～	※1	※2	120	※1【月額】3歳クラス未満6,000円/3歳クラス以上3,000円 【1回】3歳クラス未満600円/3歳クラス以上300円 ※2【月額】3歳クラス未満6,000円/3歳クラス以上3,000円 【1回】3歳クラス未満600円/3歳クラス以上300円
未実施	未実施	月額6,000円 1回600円	24	※2歳クラス修了後は、大塚保育園の3歳クラスに進級します。
満1歳～	月額4,000円 1回10分100円	1回10分100円	123	
満1歳～	※	月額15分1,250円 1回15分150円	105	※【月額】30分2,500円/60分5,000円 【1回】30分300円/60分600円
満1歳～	月額4,000円 1回20分150円	1回20分150円	100	
満1歳～	月額3,500円 1回15分200円	1回15分200円	110	
満1歳～	※	1回10分100円	129	※【月額】0・1歳児4,000円/2-5歳児3,500円 【1回10分】100円
1歳クラス～	月額4,000円	1回15分200円	30	
満1歳～	月額3,500円 1回10分100円	月額3,500円 1回10分100円	100	
6か月～	月額7,000円 1回15分250円	1回15分250円	80	※2歳クラス修了後は、駅前なかよし保育園第2の3歳クラスに進級します。
満1歳～	月額4,000円 1回10分100円	1回10分100円	100	
制限なし	月額30分2,000円 1回30分500円	1回30分500円	60	
1歳クラス～	※	1回10分100円	120	※【1回15分】3歳クラス未満300円/3歳クラス以上250円 【1回30分】3歳クラス未満450円/3歳クラス以上400円 月額制なし
満1歳～	※1	※2	100	※1【月額】3歳未満：30分3,500円・60分5,000円/3歳以上30分2,800円・60分4,000円 【1回10分】3歳未満150円/3歳以上100円 ※2【1回10分】3歳未満150円/3歳以上100円
離乳食完了後の満1歳～	月額3,000円 1回20分100円	1回10分100円	100	
制限なし	1回15分250円	1回15分250円	4	
制限なし	1回10分100円	1回10分100円	18	



あなたのみちを、
あるけるまち。  八王子